

## 第 3 章

# 平成17年度事業実績

# 快適で健やかな生活の実現

## - 1) 安全な水の確保

水道施設等の衛生管理指導

(根拠) 水道法

(1) 水道施設

平成17年3月末現在の管内の水道普及率は91.2%と県平均91.6%と同レベルにあります。しかし、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率の観点等から普及率が低い状況にあります。(参照資料編 表1)

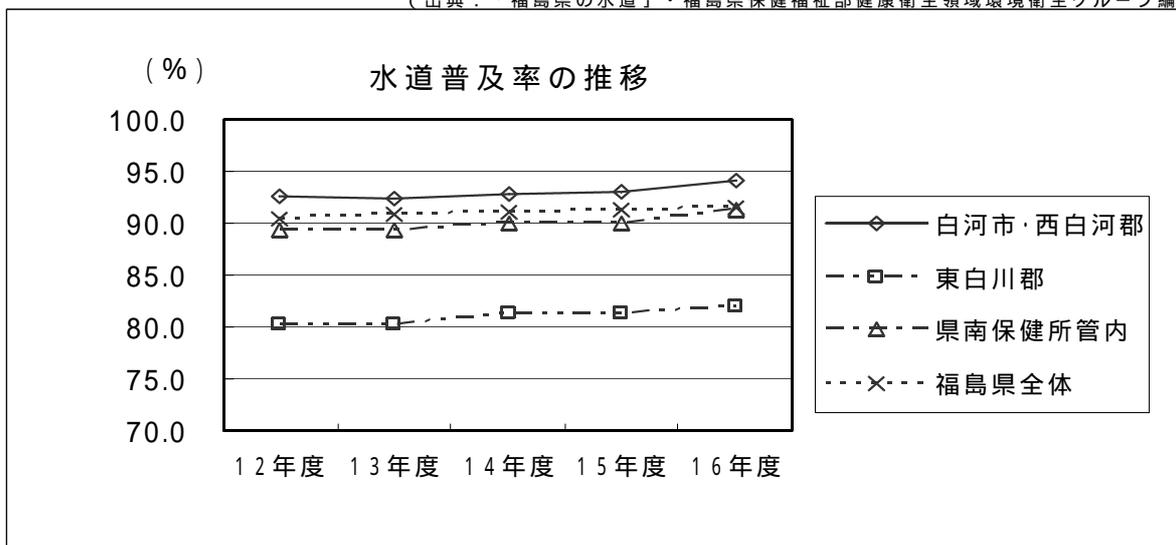
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者の立入指導を実施しました。

市町村別水道普及状況

(H17.3.31現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口				年度末現在水道普及率(%)				
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度
白河市	48,050	40,242	6,140		46,382	96.5	96.2	95.4	96.0	96.3
西郷村	19,390	17,354		492	17,846	92.0	89.8	90.0	87.2	86.7
表郷村	7,252	6,878		55	6,933	95.6	95.4	94.2	93.9	93.8
東村	5,996	5,794			5,794	96.6	95.1	93.4	93.8	93.7
泉崎村	6,889	5,896			5,896	85.6	85.5	85.6	85.6	85.0
中島村	5,323		4,958		4,958	93.1	93.6	93.2	93.3	93.4
矢吹町	18,704	14,979	2,291		17,270	92.3	89.3	90.2	88.7	89.5
大信村	4,798		4,614		4,614	96.2	93.7	97.0	95.5	96.6
小計	116,402	91,143	18,003	547	109,693	94.2	93.0	92.9	92.4	92.6
棚倉町	15,882	14,813	825		15,638	98.5	96.6	98.0	98.0	98.8
矢祭町	6,783		5,881		5,881	86.7	86.6	86.4	85.9	85.3
塙町	10,696		7,692	507	8,199	76.7	77.1	75.4	72.9	72.0
鮫川村	4,397		1,156	102	1,258	28.6	27.8	27.8	25.2	25.9
小計	37,758	14,813	15,554	609	30,976	82.0	81.2	81.3	80.2	80.2
合計	154,160	105,956	33,557	1,156	140,669	91.2	90.1	90.0	89.3	89.4
福島県	2,096,574	1,747,612	165,012	7,385	1,920,009	91.6	91.3	91.1	90.8	90.5

(出典:「福島県の水道」・福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ編)



## ( 2 ) 飲用井戸等の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては水道水への転換を指導するとともに、水質検査の実施を指導しました。また、地下水環境基準を超過した井戸について、県南地方振興局と連携して飲用指導を行いました。

## - 2 ) 食品等の安全性の確保

### 1 食品営業許可施設等の指導

#### ( 根拠 ) 食品衛生法、食品安全基本法

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成17年度食品衛生監視指導計画」により製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小学校の児童を対象とした食品衛生教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

#### ( 1 ) 食品衛生関係施設の指導状況

平成17年度末現在の食品営業許可施設数は、3,578施設で、最も多いのは飲食店営業の1,686施設で全体の47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。(参照資料編 表2)

また、営業許可を要しない施設数は、3,351施設で、最も多いのは菓子販売業で全体の47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表3)

#### ( 2 ) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対し、定期的に立入検査を行い衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成17年度において、監視指導総数は3,871件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,309件、許可を要しない施設の延べ監視件数は、1,562件となっています。

### 2 食品の安全対策事業

#### ( 根拠 ) 食品衛生法

#### ( 1 ) 食品の収去検査

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等(416検体)を収去、検査し、その結果に基づいて衛生確保の指導を行いました。検査結果が不良であったものは、アイスクリーム類の規格基準違反でした。

食品種別	検査した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由(延べ数)				
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
魚介類	20						
冷凍食品							
無加熱摂取冷凍食品							
凍結前加熱冷凍食品	7						
凍結前未加熱冷凍食品	3						
魚介類加工品	41						
肉卵類加工品	54						
乳製品	2						
乳類加工品							
アイスクリーム類・氷菓	9	1	1				
穀類及びその加工品	30						
野菜類・果物及びその加工品	172						
菓子類	60						
清涼飲料水	6						
酒類							
氷雪							
水	1						
かん詰びん詰食品							
その他の食品	11						
添加物							
器具・容器包装・おもちゃ							
合計	416	1	1				

## (2) 食品衛生思想の普及啓発

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理の向上や食中毒防止などの衛生教育を行うとともに、一般消費者からの依頼に対し、講師を派遣して食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小学校の児童を対象に食品衛生教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を113回開催し、受講者数は3,952名で、出前講座については、49回、受講者2,133名でした。

衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	40	1016
食品衛生責任者養成講習会	3	71
食品衛生責任者再教育講習会	12	111
集団給食施設関係者講習会	2	39
消費者等食品衛生講習会	6	169
小(中)学校の食品衛生教室	24	1027
その他	26	1519
計	113	3952

出前講座

区分	実施回数	受講者数
業者等	10	425
集団給食施設	2	39
消費者等	30	1196
その他	7	473
計	49	2133

出前講座：保健所職員が出向いて講習等を実施するもの

## (3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなど違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は、4件(期限切れ食品、カビ発生、表示不良、鳥肉の無許可処理・販売)でした。

受付件数	処 理 件 数	
	当 所	他保健所へ通報
	4	0

(4) 食中毒の発生状況

平成17年度、管内においては、食中毒の発生はありませんでした。

食中毒の発生件数

年 度	13	14	15	16	17
発生件数	2	4	1	2	0

- 3) 安全で衛生的な環境の確保

1 生活衛生関係施設等の衛生指導

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、微減傾向にあり、中でも施設の老朽化や営業形態の変化による旅館やクリーニング取次所の廃止が大きく影響しています。

営業施設に対しては定期的な監視指導を実施し、衛生管理基準の遵守に向けた指導を行いました。(参照資料編 表4)

市町村別環境衛生関係営業施設数

平成18年3月31日現在

市町村	旅 館 業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合 計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白 河 市	10	37	5		4		17	102	126	16	45	362	
西 郷 村	7	17	5				11	23	24	2	5	94	
泉 崎 村	1	3	2		1		3	8	9		5	32	
中 島 村		1					1	8	7	1	2	20	
矢 吹 町	2	10	2	1	1		5	28	37	4	14	104	
小 計	20	68	14	1	6	0	37	169	203	23	71	612	
棚 倉 町	5	21	1		1		8	27	34	3	20	120	
矢 祭 町		8	4				3	8	14	2	3	42	
塙 町	1	10					3	16	26	5	10	71	
鮫 川 村		4	5				3	7	4		3	26	
小 計	6	43	10	0	1	0	17	58	78	10	36	259	
合 計	26	111	24	1	7	0	54	227	281	33	107	871	
施 設	16年度	26	115	24	1	7	0	55	229	281	33	117	888
	15年度	24	116	24	1	7	0	54	225	284	36	129	900
	14年度	24	121	25	1	7	0	52	224	283	36	142	915
	13年度	24	122	23	1	6	0	54	227	281	37	153	928
	12年度	21	123	24	1	6	0	52	232	282	36	161	938

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	総数	公的 宿泊 施設	民間 企業 保養 所	ホテ ル	ビジネ スホテ ル	モーテ ル類似 施設	観光 旅館	普通旅 館又は 簡易宿 所	ペン ション	山小屋 バンガ ロー	農林漁 業体験 民宿	その他
ホテル営業	26	1	1	10	13							1
旅館営業	111	2	4	1	4	20	6	70	2			2
簡易宿 所営業 (通年)	15							12	1		2	
(季節)	9							2		7		

イ 興行場の内訳

総数	スポーツ施設等	公会堂・市民会館等
7	2	5

ウ 公衆浴場の内訳

総数	普通公 衆浴場	サウナ風 呂	老人福祉セ ンター	デイサー ビス	ヘルスセン ター等	旅館	温泉	その他
54	0	1	8	3	8	10	2	22

エ クリーニング所の内訳

総数	一般	特定洗濯物取扱 施設(再掲)	リネン (再掲)	パーク使 用施設	エタン使 用施設	取次所
140	33	2	3	0	0	107

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニ ン グ 所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
435	6	441	452	21	473	46	215	261

( 2 ) 生活衛生関係その他の施設

平成18年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建築 物	建築物環 境衛生登 録業	コイン ランド リー	一般 プール	温 泉		合 計	
							源泉	利用施設		
白 河 市	1	177	22	5	8	6	6	4	229	
西 郷 村		57	7		1	4	28	23	120	
泉 崎 村		10		1	1	1	3	4	20	
中 島 村		14				0	1	1	16	
矢 吹 町	1	49	6		3	2	7	8	76	
小 計	2	307	35	6	13	13	45	40	461	
棚 倉 町	1	93	4	1	2	2	2	3	108	
矢 祭 町		68	1			1	3	3	76	
埴 町		88	1	2	1	1	9	11	113	
鮫 川 村		46				1	5	3	55	
小 計	1	295	6	3	3	5	19	20	352	
合 計	3	602	41	9	16	18	64	60	813	
施 設 数	16年度	3	606	41	8	17	19	65	65	824
	15年度	3	607	41	9	16	20	67	64	827
	14年度	4	607	38	8	13	19	67	61	817
	13年度	4	607	39	7	13	19	69	62	820
	12年度	4	606	37	6	12	19	68	60	812

ア 火葬場等施設内訳調べ

火葬場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
3		3	373	125	59	44	601		1	1

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)	(1)	(3)			(12)
	4	15	6	1	5	9	2	41
管理技術者選任数	4	15	6	1	5	9	2	41

( )内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
2				6	1				9

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
14	4	18

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において指針値以下となったことを確認しました。

レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (指針値)
	不検出	検 出	
15	10	5	10cfu/100ml

(2) 理容・美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容・美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

### フードスタンプ検査結果

	理容所（15施設）			美容所（11施設）		
	ブドウ球菌 検出数	一般細菌検 出数	いずれも 不検出	ブドウ球菌 検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出
カミソリ	6	13	2	2	5	6
はさみ	3	8	7	1	3	8
くし	8	11	4	0	3	8

### 3 家庭用品安全対策試買検査

（根拠）家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド （生後24ヶ月以 内の乳幼児のも の）	ホルムアルデヒド （生後24ヶ月以 内の乳幼児のものを除 く）	ディルドリン	トクソフエレン トリクロロエレン	計
検体数	4	4	2	3	13
不適数	0	0	0	0	0

### 4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談状況

住民からの相談に対して害虫等の同定、駆除相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

	トゾミ	クモ	ネズミ	ハチ	シアリ	ノミ	ヤスデ	ゴキブリ	カドマ	その他	合計
苦情・相談数	1	2	3	14	2	1	1	1	1	3	29
被害者数	1			1							2

### 5 衛生講習実施状況

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

開催日	内 容	開催場所	出席者数	主催者
平成17年4月4日	美容組合総会時衛生講話	白河市	117名	美容組合白河支部
平成17年4月4日	〃	矢吹町	13名	美容組合矢吹支部
平成17年4月11日	理容組合総会時衛生講話	矢吹町	40名	理容組合矢吹支部
平成17年4月25日	〃	棚倉町	23名	東白川理容師会
平成17年4月25日	美容組合総会時衛生講話	棚倉町	36名	美容組合棚倉支部
平成17年10月24日	理容業衛生消毒講習会	矢吹町	38名	理容組合矢吹支部
平成17年11月7日	〃	白河市	77名	理容組合白河支部
平成17年11月14日	〃	棚倉町	25名	東白川理容師会
平成17年9月21日	旅館営業者衛生講習	白河市	17名	旅館組合白河支部
平成17年4月21日	温泉法改正説明会・入浴 施設衛生管理講習会	白河市	37名	県南保健所
平成17年5月18日	水道施設維持管理講習会	白河市	24名	県南保健所
平成17年6月24日	プール衛生管理者養成講習会	白河市	50名	県南保健所

## 6 温泉保護対策事業

### (根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を図るため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

温泉源泉数及び監視指導状況

平成18年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	湧出量(1/分)		監視指導源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
7	22	8	27	64	276	4,579	20

温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導施設数
浴用	飲用		
60	0	60	44

## - 4 ) 人にやさしいまちづくりの推進

### 「福島県やさしさマーク」交付事業

#### (根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表5)

## - 5 ) 安心して暮らせる住環境の整備促進

### 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

#### (根拠) 福島県高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の継続を図ることを目的に市町村へ補助金を交付しました。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施市町村及び件数

市町村	実施有無	補助件数	市町村	実施有無	補助件数
白河市		18	棚倉町		1
西郷村		7	矢祭町		1
泉崎村		2	塙町		2
中島村		0	鮫川村		3
矢吹町		12	計	8	46

## － 6 ) 人と動物の共生の推進

人と動物の共通感染症である狂犬病の発生防止を目的とした「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導、放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア養成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護、適正飼養の普及啓発を実施しました。

### 1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成17年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表の通りです。(参照資料編 表6)

市町村	畜犬登録及び狂犬予防注射実施頭数			平成18年3月31日現在	
	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,387	374	311	3,377	77.0%
西郷村	1,485	102	89	1,175	79.1%
泉崎村	604	58	36	449	74.3%
中島村	483	30	23	349	72.3%
矢吹町	1,519	97	49	1,084	71.4%
棚倉町	945	84	69	772	81.7%
矢祭町	524	41	45	497	94.8%
塙町	704	60	63	456	64.8%
鮫川村	455	54	26	311	68.4%
合計	11,106	900	711	8,470	76.3%

### 2 犬に関する苦情処理状況等

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成17年度の犬に関する苦情件数は271件で、ここ数年間は、わずかではありますが減少しています。苦情の内容は、迷い犬・放浪犬・放し飼いが一番多く185件と苦情全体の約68%を占めています。(参照資料編 表7、8)

犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	49	30	68	68	6	7
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	11	0	6	4	22	271

### 3 飼い犬のしつけ方教室

(根拠) 飼い犬のしつけ方教室実施要領

動物愛護ボランティア登録者の協力を得ながらが教室受講希望者を対象に飼い犬のしつけ方教室を実施しています。内容は、動物関係法令、犬の生理・行動・健康管理

やしつけ方法等の講義と実技講習の2部構成で、飼い主と飼い犬に対し人と動物とが共生できるよう社会生活に必要な基本的マナーを取得してもらうことに主眼をおいて実施しています。

なお、実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
講義	2	24名
実技	2	24名

#### 4 動物の譲渡事業

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物の愛護と適正飼養を目的に、抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。

譲渡の内訳

成犬	2頭
子犬	8頭
子猫	1頭

#### 5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 学校への獣医師派遣事業実施要領

動物を愛護する気風を醸成し、生命の尊重や友愛など情操面での涵養を目的として開催要望のあった小学校へ獣医師を派遣し、動物愛護ボランティア登録者等の協力のもと、小学校で飼養している哺乳類や鳥類等の飼育方法を重点とした体験型の動物愛護教室を実施しました。

獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数
12校	303名	16名

動物愛護ボランティア及び獣医師

#### 6 動物愛護フェスティバル

- ・趣旨：動物の虐待防止、適正な飼養管理について啓発活動を行うことにより県民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を育成する目的で動物愛護フェスティバルを開催しました。
- ・開催日：平成17年9月25日(日)
- ・開催場所：白河関の森公園(白河市旗宿白河内)
- ・来場者数：約200人
- ・内容：動物愛護児童画コンクール表彰式、(財)日本動物愛護協会功労動物表彰式、盲導犬の紹介、飼い犬のしつけ方教室

#### 7 動物取扱業における動物適正管理対策

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物の適正な飼育・管理の徹底を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

動物取扱業施設状況

平成18年3月31日現在

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	6	2				8	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 インコ、ハト、水鳥、 カメ <保管> 犬、猫 <展示> 馬
西郷村	2	1			1	4	
泉崎村	2					2	
中島村						0	
矢吹町	4					4	
棚倉町	2					2	
矢祭町						0	
埴町	2					2	
鮫川村						0	
計	18	3	0	0	1	22	

## 生涯にわたる健康づくりの推進

### - 1 ) 健康ふくしま 2 1 県民健康づくり運動の推進

#### 1 健康づくり・栄養改善対策

##### ( 1 ) 健康づくり・栄養改善指導

###### ( 根拠 ) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。(参照資料編 表 9 )

個別指導 延人員 2 5 4 人

集団指導 3 5 回 延人員 1、2 6 2 人

##### ( 2 ) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養担当者会議を開催するとともに、子ども時代からの生活習慣病予防対策のため、市町村事業ワーキングのメンバー及び推進委員として参加しました。

- ・管内市町村栄養担当者会議 1 回
- ・矢吹町 3 回 ( 矢吹っ子の健康を考える連絡会・ワーキング )
- ・西郷村 6 回 ( 西郷村食育推進事業 )
- ・中島村 1 回 ( 元気中島ワーキング )
- ・東白川地域保健業務連絡会 1 回
- ・矢吹中学校 保健委員会 1 回

##### ( 3 ) 管理栄養士・栄養士指導事業

###### ( 根拠 ) 栄養士法第 2 条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

- ・管理栄養士申請書等進達事務 1 4 件
- ・栄養士申請書等進達事務 2 9 件
- ・管理栄養士国家試験等の事務指導 1 1 件
- ・窓口相談等 4 件

#### 2 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

##### ( 根拠 ) 健康増進法第 3 1 条及び 3 2 条の 2

販売する食品の栄養表示及び販売する物に関する広告、その他の表示について指導を実施しました。

- ・栄養表示等相談および指導 3 6 件

#### 3 特定給食施設管理事業

##### ( 根拠 ) 健康増進法第 2 0 条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

管内の特定給食施設数、管理栄養士、栄養士の配置状況は(参照資料編 表10、11)のとおりです。

特定給食施設数

特定給食施設	72施設
小規模特定給食施設	44施設
計	116施設

(1) 集団指導(特定給食施設講習会)

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営に関する必要事項及び健康に関する各種情報の取得を促すことを目的に実施しました。

講習会は、「食事摂取基準」の概要及び各施設別における実践(基準量の算定方法)の内容について重点的に実施しました。

実施状況

・開催回数 8回 ・参加者数 延370人 ・参加施設数 延321施設

(2) 特定給食施設等に対する個別指導の実施結果

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条による指導助言を116施設に実施しました。(参照資料編 表12)

4 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業

健康づくり対策においては、地域ボランティアの積極的な地域活動への参画が重要であるため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び地区組織活動を支援しました。

地区食生活改善推進員連絡協議会支援(管内食生活改善推進員数192人)

県南地区活動:総会1回・理事会4回・研修会3回・相談9回

計17回 参加延数305人

5 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

管内の飲食店等が外食を通じた健康づくりの必要性を認識し、食事の栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことにより、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備(うつくしま健康応援店)を図りました。

今後とも、各市町村に「うつくしま健康応援店」登録店舗数の拡大を図ります。

(1) 事業内容: メニューの栄養成分表示 栄養・健康情報の提供

ヘルシーメニューの提供

(強調メニュー、体にやさしいオーダーメニュー)

禁煙・分煙の実施

(2) 「うつくしま健康応援店」登録店舗数

平成15年度 3店舗

平成16年度 9店舗

平成17年度 11店舗

計23店舗

## - 2 ) 生活習慣病予防の推進

### 1 喫煙対策事業

(根拠) 健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」では、生活習慣病予防のため、「喫煙対策」の取り組みを重要課題としているから、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

事業内容

(1) たばこに関する健康被害の情報提供、普及啓発

- ・管内のJR東日本の駅構内5ヶ所及びスーパーストア内にポスター掲示
- ・世界禁煙デー及び禁煙週間におけるチラシ等での啓発

(2) 禁煙支援

禁煙支援を実施している医療機関等を把握するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員にアンケートを実施しました。

アンケートの結果、禁煙支援を実施していることについて、公表して良いとの回答のあった施設については、関係機関に対して情報を提供しました。

(内容)

回答結果：回収率 74.4% (145箇所中/195箇所回答)

禁煙支援を実施している医療機関等は65箇所あり、「公表して良い」との回答は53箇所でした。

(3) 分煙推進

- ・年2回(5月・11月)公共施設分煙化実態調査を実施しました。
- ・管内の入通所者数51人以上の18保健福祉施設、22保育所に受動喫煙防止に関する普及啓発を行いました。
- ・鮫川村は防煙分煙推進計画を策定し、村全体で公共施設の分煙に取り組んでおり、当事務所も策定協議会委員として参加しました。(参照資料編表13)

(4) 喫煙防止教育支援

出前講座で講師派遣：小・中学校：15回 743人  
事業所等：5回 116人

### 2 生活習慣病予防普及啓発事業

一次予防に重点を置いた生活習慣病予防について啓発活動を行いました。

(1) 講演会「働き盛りの健康づくり(糖尿病予防)」

- ・日 時 平成17年11月4日(月)
- ・場 所 ホテルサンルート白河
- ・参加者数 150人

(2) 講演会「メタボリックシンドローム・食事バランスガイド」

- ・日 時 平成18年2月6日(月)
- ・場 所 サンフレッシュ白河
- ・参加者数 114人

(3) 健康たよりの発行 2回 3,300枚

(4) 健康教育 38回 1,626人

### - 3 ) 成人保健・職域保健の推進

#### 老人保健事業市町村事務支援

住民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、市町村において、老人保健法に基づく保健事業が実施されています。

保健事業は、健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 訪問指導からなっており、その他、がん検診や肝炎ウィルス検診等も実施されています。(参照資料編 表14)

これらの各事業の「保健事業平成17年度計画」に基づく円滑な実施と、市町村保健福祉計画の達成を図るため、市町村に対し助言及び支援を行いました。

#### (1) 老人保健事業市町村事務技術的助言

##### (根拠) 老人保健事業(医療等以外)市町村事務技術的助言実施方針

生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進、要介護状態予防対策の推進、健康度評価の実施及び適切な事務執行のため、市町村に対し事務技術的助言を行いました。

・実施市町村：旧表郷村、中島村、矢吹町、埴町(管内の1/3程度)

### - 4 ) こころの健康づくり普及啓発事業

#### 1 ひきこもり・心の健康相談事業

##### (根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコールに関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数 (人)			
		実人数		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談	1 2	24	24	9	9
その他来所相談	随時	51	94	5	9
電話相談	随時	75	196	13	16
家庭訪問		28	101	2	4
計		178	415	29	38

#### 2 ひきこもり家族教室

##### (根拠) 福島県心の健康サポート事業実施要綱

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す

機会につなげました。

- ・開催回数 6回
- ・参加実人数 9人
- ・参加延人数 23人

## - 5 ) 歯科保健対策

### 1 市町村歯科保健強化事業

#### (根拠) 市町村歯科保健強化事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムの活用により市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健情報体制の構築を図りました。

#### (1) 歯科保健情報システム

市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。(参照資料編 表15)

#### (2) 市町村歯科保健支援体制検討会

- ・日時：平成17年10月6日(木)
- ・場所：県南保健福祉事務所会議室
- ・出席者：管内市町村歯科保健担当者、管内歯科医師会代表、福島県立西郷養護学校養護教諭等 17人
- ・内容：平成16年度歯科保健情報システムの結果報告  
障がい児者の歯科における地域・学校・医療の連携方法について

#### (3) 地域歯科保健推進研修会

- ・日時：平成17年12月8日(木)
- ・場所：サンフレッシュ白河
- ・出席者：市町村保健師、市町村協力歯科衛生士、歯科医師、通所リハビリテーション及び通所介護施設職員等 34人
- ・内容：講演  
「高齢者が生き生きした生活を送るために」  
- 口腔のケアから食べる力を取り戻す -  
奥羽大学 口腔衛生学教授  
講義・演習  
「高齢者の口腔機能向上について」

### 2 ヘルシーケア推進事業

#### (根拠) ヘルシーケア推進事業実施要領

生涯を通して歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者・高齢者に対し口腔保健指導を行うとともに、介護施設保健担当者の口腔ケア支援、口腔ケアの助言指導を行い、口腔状態の改善を図りました。

在宅療養者口腔保健指導状況

		所内相談	所外相談
指導件数		8人	0人
内訳	難病	6人	0人
	心身障がい	0人	0人
	その他	2人	0人

施設入・通所者口腔保健指導

訪問施設名	指導実施者数	指導内容等
福島県からまつ荘	184人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
大信「聖・虹の郷」	31人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
福島県立西郷養護学校	63人	施設職員への口腔ケア指導

- 6 ) 難病対策の推進

(根拠) 難病対策要綱

難病対策は、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて行われており、対象となる疾病は、原因不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病であって、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要する疾病としています。

また、対策の推進方法として、調査研究の推進 医療施設の整備 医療費自己負担の軽減 地域における保健医療福祉の充実・連携 QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進を5本柱とし、総合的な難病対策の推進を図っています。

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

国は、「原因不明、治療方法が未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、重症度が高く患者数が少ないために公費負担の方法をとらないと原因究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある45疾患を「特定疾患治療研究事業」の対象として医療費の助成をしています。

新規申請と継続申請があり、申請時に相談に応じています。経年的申請件数は、下表のとおりです。管内の承認状況を疾患別に多い順でみると、574件中、潰瘍性大腸炎82件、パーキンソン病74件、全身性エリテマトーデス50件の順となっております。市町村別承認状況は(参照資料編 表16)のとおりです。

特定疾患治療研究事業承認件数

年度	13	14	15	16	17
件数	504	569	545	556	574

## 2 遷延性意識障害者治療研究事業

### (根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象として、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

#### 遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	14	15	16	17
人数	5	6	4	4

## 3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

### (根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

患者の医療費の自己負担分を公費負担とすることにより、患者の医療負担の軽減を図り、患者の精神的・身体的不安を解消することを目的に、本事業を実施しています。

#### 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者

年度	13	14	15	16	17
人数	-	-	1	-	-

## 4 難病在宅療養者支援体制整備事業

### (根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

#### (1) 難病患者地域支援連絡会議

地域において難病患者に関わっている医師、保健師、訪問看護ステーション看護師、在宅介護支援センタ職員、ホームヘルパ等が一堂に会し、具体的な取り組みの中から地域における課題を検討し連携を図っております。

- ・日 時：平成18年2月28日(火) 13:30～15:30
- ・場 所：県南保健所 会議室
- ・参加者：41人
- ・内 容
  - ・保健所における難病対策
  - ・管内の特定疾患患者の現状について
  - ・在宅における難病患者支援ネットワーク事例紹介

#### (2) 医療相談事業

疾病別医療相談会を4回実施し、そのうち3回は専門医を中心とした相談班による個別相談会を実施しました。

#### 平成17年度難病患者医療相談会事業実施結果

#### (日時、場所、対象者、内容、参加者)

平成年月日時・場所	対 象	内 容
17年10月7日(金) (14時～16時) 県南保健所(会議室)	管内の神経 筋難病の患 者・家族	<全体交流会・相談会> 医療相談 パーキンソン病の患者(1ケース) 後縦靭帯骨化症 (2ケース) 食事相談 後縦靭帯骨化症 (1ケース) 口腔ケア相談 (4ケース)

平成年月日時・場所	対 象	内 容
17年10月26日（水） （14時～16時） 県南保健所（会議室）	管内の膠原病の患者・家族	<個別相談・交流会> 医療相談 ベーチエット病の患者・家族（2ケース） 全身性エリテマトーデスの患者（3ケース） 交流会 口腔衛生の話 膠原病友の会の紹介 「ゆいの会」の活動紹介
17年11月15日（火） （14時～16時） 県南保健所（会議室）	管内のモヤモヤ病の患者・家族	<個別相談> 医療相談 モヤモヤ病の患者・家族（3ケース） 口腔ケア相談 モヤモヤ病の患者・家族（1ケース）
17年11月19日（土） （9時30分～12時） 郡山労働福祉会館	管内の炎症性腸疾患の患者・家族	<講話>（IBDふくしまと共催） 「炎症性腸疾患の食生活について」 講師 社会保険中央総合病院 管理栄養士 参加者数 約45名
17年12月3日（土） （13時30分～16時） 県南保健所（会議室）	管内の難病の患者・家族	<全体交流会>（ゆいの会と共催） 「歌って、踊って、日ごろのストレスを 発散しましょう」 講師 音楽療法士 （参加者数）患者・家族 27名

\* 難病ボランティア「ゆいの会」のメンバーが第1回～第5回まで全て参加協力

(3) 難病ボランティア育成および「難病ボランティアグループ」の自主活動への支援

ア 難病育成ボランティア育成

難病ボランティアフォローアップ研修会を開催し、学習や交流を通して会員の拡大を図るよう努めました。

- ・日 時：平成18年6月18日（土） 13：00～
- ・場 所：県南保健所 会議室
- ・参加者：6人
- ・内 容：講話 「ボランティアをするとき心がけていること」  
講師 新白河 高山ライフヘルプの会代表  
「ボランティアと傾聴技法」  
講師 福島県立医科大学看護学部教授

(4) 「患者会」の自主活動への支援

ア 「IBDふくしま（クローン病・潰瘍性大腸炎患者会）」支援

患者会 が主催で実施した医療相談会・講演会に開催に協力しました。

イ 全県的な支部活動への参加

県膠原病患者会主催による「総会・医療相談会」に参加しました。

## 5 原子爆弾被爆者対策事業

### (根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図るとともに、被爆者二世を対象とする健康診断を実施しました。

#### (1) 原子爆弾被爆者健康手帳保持者

11人(白河市・西白河郡7人、東白川郡4人)

#### (2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

##### 健康診断の実施状況

第1回定期健康診断			第2回定期健康診断		
受診者数	結果		受診者数	結果	
6人	異常無	0人	3人	異常無	0人
	要精検	3人		要精検	2人
	治療中	3人		治療中	1人
	経過観察	-		経過観察	-

##### 希望によるがん検査の実施状況 (実人員 3人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	多発性骨髄腫
受診者数	1人	3人	1人	1人
異常なし	1人	3人	1人	1人
要精検	-	-	-	-

#### (3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 10人

## - 7) 感染症対策の推進

### 1 平常時対策

#### (根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

#### (1) 感染症発生に対応する標準予防策に関する研修

新感染症・1類感染症の患者が発生した場合、または感染症患者が大規模発生した場合の保健所内の体制と対応について、研修を実施しました。

・日 時：平成17年9月22日、30日

・場 所：県南保健所 会議室

・出席者：県南保健福祉事務所職員 30人

・内 容：

所内における連絡体制と物品管理について

標準予防策について

防護服の着脱訓練

- (2) 介護保険施設等における感染防止対策マニュアルの実態調査の実施  
管内の介護保険施設等の感染防止対策マニュアルの内容について、実態を把握し今後の施設への支援について検討しました。

## 2 感染症発生時対策

- (根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### (1) 疫学調査の実施

感染症法に定められた、1～4類感染症の患者が発生した場合や感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合には、積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努めました。(参照資料編 表17)

年度	平成16年度	平成17年度
実施件数	16件	6件

### (2) インフルエンザ予防対策

インフルエンザの患者発生等の流行状況を的確に把握することにより、流行の動向を調査しました。

また、インフルエンザ予防の徹底を図るとともに、発生時の適切な対応について指導しました。

ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握

イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握

ウ インフルエンザ流行の迅速把握

## 3 感染症発生動向調査

- (根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

### (1) 感染症発生患者状況・全数把握

感染症法に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図りました。また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

全数把握報告数

単位：件

年	1類	2類	3類	4類	5類
13	0	0	1	6	2
14	0	0	1	18	0
15	0	0	0	10	1
16	0	0	0	11	3
17	0	0	0	8	1

平成17年内訳

4類

つつが虫病 8件

5類

梅毒 1件

### (2) 感染症発生患者状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出医療機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

定点把握疾患別報告数（平成17年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
RSウイルス感染症	11	2	4						3	4	28	108	160
咽頭結膜熱		1				5	10	10	1			1	28
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	5	10	12	4	5	10	9	5	8	8	41	80	197
感染性胃腸炎	208	224	143	89	137	81	36	13	23	33	47	160	1194
水痘	77	22	39	57	31	35	11	9	6	7	6	31	331
手足口病	3	7	1	17	2	81	107	35	8	13	14	1	289
伝染性紅斑	2					10	5	4	3	2	8	9	43
突発性発しん	15	13	16	7	7	7	5	20	11	6	9	11	127
百日咳													0
風しん													0
ヘルパンギーナ					1	17	47	35	18	7	2	2	129
麻しん													0
流行性耳下腺炎	36	46	33	21	19	56	28	19	8	9	7	30	312
インフルエンザ	61	1067	2016	285	23	2					2	136	3592
急性出血性結膜炎								1					1
流行性角結膜炎	9	4	13	5	12	9	21	13	3	11	7	4	111
クラミジア肺炎													0
細菌性髄膜炎													0
マイコプラズマ肺炎													0
成人麻しん													0
無菌性髄膜炎													0
性器クラミジア感染症	5	2	5	6	7	5	6	6	5	8	2	6	63
性器ヘルペスウイルス感染症													0
尖圭コンジローマ													0
淋菌感染症	1												1
β-ラクタム耐性肺炎球菌感染症													0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1	1	3	5		2				2	1	1	16
薬剤耐性緑膿菌感染症													0

4 エイズ等予防対策

（根拠） 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

（1） エイズ相談・HIV抗体検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施し、平成9年度からは、夜間のHIV抗体検査を月2回実施しています。また、平成13年度よりHCV検査を、平成14年度からHBs抗原検査を実施しています。

相談・検査実施件数

単位：件

年 度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ( )は夜間検査			HCV・HBs	HCV	HBs
	男	女	計	男	女	計	相談	検査	検査
13	70	26	96	11	9	20	10	8	
14	29	16	45	6	3	9	10	3	2
15	18	21	39	3	3	6	6	0	0
16	67	67	134	21	25	46(4)	159	27	27
17	89	23	112	26	5	31(9)	10	2	2

(平成16年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

エイズ等予防出前講座の実施状況 単位：回又は人

	16年度		17年度	
	回 数	参加者数	回 数	参加者数
小学校	1	26	2	51
中学校	4	548	3	720
高校	1	321	4	1041
その他	4	97	1	61
計	10	992	10	1873

イ 世界エイズデー関連事業

J R 白河駅前及びJ R 磐城棚倉駅前において、街頭キャンペーンを実施し、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行いました。

- ・開 催 日：平成17年11月28日
- ・場 所：J R 白河駅前・J R 磐城棚倉駅前
- ・リーフレット配布：1,000部

ウ エイズ予防ボランティア育成研修

看護学生等を対象にエイズ予防の普及啓発と予防普及啓発活動を地域で推進するボランティアを養成するための研修を実施しました。

- ・開 催 日：平成17年8月19日
- ・場 所：サンフレッシュ白河
- ・受講者数：51人

5 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性

及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

( 1 ) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第 1 期の予防接種は、生後 3 ヶ月～ 1 2 ヶ月の間に初回接種を行い、その後 3 週間～ 8 週間までの間隔を置いて 3 回接種します。追加接種は、初回接種終了後 1 2 ヶ月～ 1 8 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

第 2 期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種とし、1 1 歳～ 1 2 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。( 参照資料編 表18 )

( 2 ) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後 3 ヶ月～ 1 8 ヶ月を標準的な接種期間として 6 週間以上の間隔を置いて 2 回接種します。

( 参照資料編 表19 )

( 3 ) 麻しんの予防接種実施状況

麻しんの予防接種は、生後 1 2 ヶ月～ 1 5 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

( 参照資料編 表20 )

( 4 ) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第 1 期の予防接種は、初回接種が 3 歳～ 4 歳を標準的な接種期間として 1 週間～ 4 週間までの間隔を置いて 2 回、追加接種は 4 歳～ 5 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。

第 2 期の予防接種は、9 ～ 1 0 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。

第 3 期の予防接種は、1 4 ～ 1 5 歳を標準的な接種期間として 1 回接種しますが、平成 1 7 年 7 月 2 9 日に政省令の改正により、廃止されました。

なお現時点では、現行の日本脳炎ワクチンの使用と重症 A D E M ( 急性散在性脳脊髄炎 ) との因果関係があるとの考えから、日本脳炎の予防接種の積極的勧奨は差し控えております。( 参照資料編 表21 )

( 5 ) 風しんの予防接種実施状況

風しんの予防接種は、生後 1 2 ヶ月～ 3 6 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

( 参照資料編 表22 )

- 8 ) 結核対策の推進

1 結核健康診断・予防接種 ( B C G )

( 根拠 ) 結核予防法、予防接種法

( 1 ) 定期健康診断・B C G 予防接種

平成 1 7 年 4 月 1 日より結核予防法の一部が改正され、定期の健康診断・予防接種は、対象者や回数が見直しになりました。

定期の健康診断の対象者は、下記のとおりです。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

定期の予防接種は、0～6ヶ月までの期間に1回、ツベルクリン反応検査をしないで直接BCG接種を行います。

平成17年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,504	1,499	99.7%	1499	0	0	0
大学等	132	131	99.2%	131	0	1	0
施設	1,006	945	93.9%	78	867	1	0
事業所	5,213	5,044	96.8%	2,672	2,372	35	0
一般住民	24,020	12,581	52.4%	12,496	85	165	0
合計	31,875	20,200	63.4%	16,876	3,324	202	0

平成17年度 BCG予防接種実施状況

単位：人

	対象者数	接種者数	接種率
白河市	576	576	100.0%
西郷村	183	172	94.0%
泉崎村	63	61	96.8%
中島村	47	46	97.9%
矢吹町	156	145	92.9%
棚倉町	163	159	97.5%
矢祭町	51	51	100.0%
埴町	76	73	96.1%
鮫川村	28	28	100.0%
合計	1,343	1,311	97.6%

## (2) 定期外健康診断

結核予防法第5条によって、結核に感染し、また結核を他に感染させるおそれのある者等の特定の対象者に対して健康診断を行いました。

定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
14	599	559	93.3	4	75	28	502
15	523	439	83.9	1	3	3	432
16	287	224	78.0	0	1	3	220
17	235	220	93.6	1	0	0	219

## 2 結核医療事業

### (1) 結核診査協議会開催

(根拠) 結核の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月2回

結核診査協議会診査件数

年 度	14	15	16	17
診査件数	150	101	63	26

( 2 ) 結核医療費公費負担

( 根拠 ) 結核予防法第 3 4 条・3 5 条

ア 一般患者に対する医療費公費負担制度 ( 結核予防法34条 )

結核の適正医療を普及するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、患者又は保護者の申請に基づき 6 か月の範囲内で医療保険及び国と県がそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

結核予防法 3 4 条医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
14	120	114	109
15	83	67	65
16	52	52	52
17	24	19	19

イ 命令入所患者に対する医療費の公費負担制度 ( 結核予防法第35条 )

結核患者を結核療養所等に入所させることを命じた場合は、医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用を国と県が負担することになっています。

結核予防法 3 5 条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数				合 格	不 合 格
	全 数	新 規	解 除	継 続		
14	30	15	11	4	30	0
15	18	4	11	4	17	0
16	11	6	5	0	11	0
17	2	2	-(*)	0	2	0

(\*解除については、平成17年度より結核予防法改正により職権にて解除できるようになったため申請件数としては計上されない)

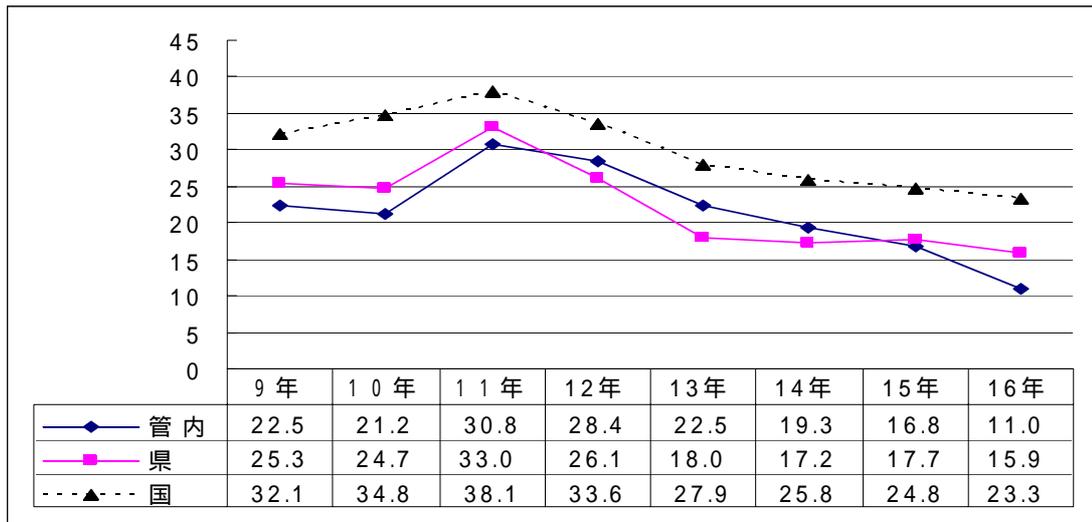
3 結核患者管理事業

( 根拠 ) 結核予防法

( 1 ) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成 1 1 年をピークに減少傾向が見られます。

結核罹患率の推移（人口10万対）



(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者12人のうち喀痰塗抹陽性により確認された者は4人(33.3%)となっています。

新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性結核									予 防 内 服 者 治 療 中	非定型 抗酸菌 陽性 治 療 中	罹 患 率 (人口10 万対)
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性				
		総数	喀痰塗抹陽性		そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌 陰 性 ・ そ の 他						
			総数	初回治 療			再治療					
平成13年	35	26	11	11	-	7	8	9	32	6	22.5	
平成14年	30	21	7	7	-	7	7	9	19	9	19.3	
平成15年	26	20	6	5	1	9	5	6	12	7	16.8	
平成16年	17	14	4	3	1	-	10	3	1	7	11.0	
平成17年	12	10	4	4	0	1	5	2	1	2	7.8	
白河市	6	6	2	2	-	-	4	-	-	1	-	
(白河市)	5	5	2	2	-	-	3	-	-	1	10.4	
(表郷村)	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	14.1	
(東村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(大信村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
西郷村	3	2	2	2	-	-	-	1	1	-	15.4	
泉崎村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中島村	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	19.3	
矢吹町	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5.3	
棚倉町	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	6.3	
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

( 罹患率 = 年間新登録患者数 ÷ 総人口 × 10万 )

(3) 市町村別結核患者登録数

管内の平成17年末の登録数は38人で、前年に対し13人減少しました。

結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数)単位:人

年別 市町村別	総数	活動性結核								不活 動性 結核	活動 性不 明	内服者		非定型抗 酸菌陽性		登録率 (人口 10万対)
		総数	肺結核活動性					肺外 結核 活動 性	治療 中			観察 中	治療 中	観察 中		
			登録時 陽性	登録時 喀痰塗抹 陽性	登録時 その他 の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 ・その 他	登録時 結核 活動 性									
															初回 治療	
13	81	34	28	10	10	-	9	9	6	44	3	20	10	9	4	52.2
14	84	29	20	6	6	-	7	7	9	49	6	13	25	14	3	54.1
15	54	18	12	4	4	-	6	2	6	26	10	2	7	9	1	34.8
16	51	14	11	4	3	1	-	7	3	33	4	1	3	8	4	33.0
17	38	8	6	4	4	-	1	1	2	28	2	1	1	-	-	24.8
白河市	16	4	3	2	2	-	-	1	1	12	-	-	1	-	-	-
(白河市)	13	3	3	2	2	-	-	1	-	10	-	-	-	-	-	27.2
(表郷村)	2	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	28.1
(東村)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	16.8
(大信村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西郷村	4	2	1	1	1	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	20.5
泉崎村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	14.8
中島村	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	38.6
矢吹町	5	1	1	1	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	26.7
棚倉町	8	1	1	-	-	-	1	-	-	6	1	-	-	-	-	50.6
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埴町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	9.4
鮫川村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	23.1

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は47.4%で、前年に対し3.6%減少しました。

年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位:人(%)

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
0~29歳	10(12.2)	11(15.5)	13(15.5)	10(18.5)	4(7.8)	7(18.4)
30~39歳	5(6.1)	5(6.2)	8(9.5)	6(11.1)	7(13.7)	3(7.9)
40~49歳	10(12.2)	9(11.1)	8(9.5)	4(7.4)	3(5.9)	4(10.5)
50~59歳	11(13.4)	11(13.6)	13(15.5)	7(13.0)	5(9.8)	4(10.5)
60~69歳	17(20.7)	12(14.8)	14(16.7)	7(13.0)	6(11.8)	2(5.3)
70歳以上	29(35.4)	33(40.7)	28(33.3)	20(37.0)	26(51.0)	18(47.4)
合計	82	81	84	54	51	38

4 結核対策特別推進事業

(1) ケアカンファレンスの開催

白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

・開催回数:3回

(2) 症例検討会

結核診断技術の向上、標準治療法の普及、治療技術の向上を図ることを目的に、結核の症例検討会を開催しました。

- ・開催日：平成17年12月19日
- ・場所：県南保健福祉事務所会議室
- ・参加者数：管内の医師等 19人

(3) 高齢者の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：6か所
- ・受講者数：250人

- 9) 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室の開催、出前講座による講師派遣

(根拠) 薬物乱用防止教室等へ講師派遣実施要項

薬物乱用防止教室開催状況

小学校	4校	153人
中学校	8校	1,856人
高校	2校	600人
計	14校	2,609人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター・所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に9月5日から9日までの5日間、訪問事業を実施しました。

- ・実施数 延べ10校
- ・受講生徒数 311人

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員21名・東白川地区指導員22名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	17年6月25日(土)・白河市	17年6月23日(木)・棚倉町

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	17年5月24日(火)	17年5月27日(金)

イ 研修会の開催

平成18年2月14日(火) 白河地域職業訓練センター

薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を実施しました。

ウ 平成17年度福島県薬物乱用防止リーダー養成講習会への参加(県主催)

平成17年7月11日(月) ユラックス熱海

薬物乱用の現状と防止教育の進め方及び地区懇談会

(5) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業

(根拠) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業実施要綱

棚倉高校をモデル校として、校内でヤングボランティアを募集し、自分たちが中心になって薬物乱用防止啓発に関する企画・運営等を行い、若年層への啓発を行いました。

ア 校内での薬物乱用防止を啓発しました。

- ・手作りのチラシを作成し、配布。
- ・アンケートによる薬物に関する意識調査の実施。
- ・校内新聞作成。

イ 平成17年10月30日に磐城棚倉駅前、ヨークベニマル棚倉店前で街頭啓発活動を実施しました。

ウ 平成17年11月7日に茨城ダルク今日一日ハウス代表岩井喜代仁氏による講演会を開催しました。

(6) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(17年5月15日~7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けしを抜去しました。

- ・抜去本数 けし 2,037本(11件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(17年10月1日~11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 48件

麻薬取扱者数

平成18年1月1日現在

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
2	29	148	12	1	44	236

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 63件
- ・覚せい剤廃棄届 1件

覚せい剤取扱者数

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	4	5

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 62件

向精神薬取扱者数

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	50	51

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 103件
- ・免許証記載事項変更届 32件
- ・業務廃止届 18件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 5件
- ・調剤済麻薬廃棄届 41件
- ・麻薬廃棄届 11件

# 健康を支える医療の充実

## - 1 ) 医療提供体制の整備

### 1 医療安全対策

(根拠) 福島県医療相談センター運営指針

#### (1) 県南地域医療安全研修会

地域住民に安心・安全な医療を提供するため、管内医療関係者を対象に医療安全に関する知識と情報を提供し、組織的な安全対策への意識向上と推進を図ることを目的に開催しました。

平成17年8月12日(金)

・平成16年度立入検査結果報告及び

平成17年度立入検査の重点項目について

県南保健所所長

・講演「医療安全対策について - 立入検査を通して考える - 」

講師 仙台市太白区保健福祉センター長

#### (2) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに医療機関への情報提供、指導を実施しました。

・相談件数 10件

### 2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備、人員を有しかつ、適正な管理が行われているかについて立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。(参照資料編 表23、24)

医療監視実績

施設	実施数
病院	13
一般診療所	23
歯科診療所	17
助産所・歯科技工所・施術所	20

### 3 老人診療報酬施設基準の届出受理状況

(根拠) 福島県老人診療報酬に係る施設基準受理要綱

施設基準受理状況(平成18年3月1日現在)

・老人特掲診療料の施設基準 9施設

### 4 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 福島県医療法施行規則

医療機関の開設（病院を除く。）許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院使用許可 12件
- ・診療所開設許可 8件

## - 2 ) 救急医療体制の整備

### 1 第一次救急医療体制

在宅当番医制は白河医師会、東白川医師会、福島県歯科医師会に委託し実施しています。

白河市、西白河郡町村は、白河医師会に在宅当番医を委託し、小児科・内科による当番医を実施しています。

また、しらかわ救急情報センターにおいて、電話による当番医や、当番医以外の専門医（外科・耳鼻咽喉科等）を紹介しています。

### 2 第二次救急医療体制

（根拠） 救急医療対策の整備事業について（国通知）

休日、夜間に於ける入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

第二次救急医療機関

平成18年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院	救急協 力病院
福島県厚生農業協同組合連 合会 白河厚生総合病院	白河市横町114			
田口病院	白河市郭内11			
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1			
医療法人那須高原心臓消化 器研究会 新白河中央病院	白河市白坂三輪台15			
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216			
国民健康保険 泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入56			
福島県厚生農業協同組合連 合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5			
医療法人久慈会 東白川中央病院	東白川郡棚倉町大字流字森の内52			
計		7	6	1

### 3 県南地域救急医療対策協議会

（根拠） 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・開催日 平成18年2月28日（火）
- ・協議事項 ・初期救急医療体制について

- ・ 県中県南メディカルコントロール体制整備（救命救急士による薬剤投与）について
- ・ 平成17年救急活動事後検証について

#### 4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会体制

（根拠） 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

医学的観点から救命救急士の救急活動の質を保證するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・ 開催日 平成17年12月6日（火）
- ・ 協議事項
  - ・ 福島県薬剤投与講習・実習要領等の策定について
  - ・ 県中県南メディカルコントロール協議会における薬剤投与病院実習

### - 3 ) 災害時医療体制の充実

#### 1 災害時の救急連絡網の作成・配布

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に初動期における医療救護活動が迅速かつ的確に行われるよう関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

#### 2 救急災害時の資器材の保管管理

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル

医療資器材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

#### 3 災害時医薬品等備蓄供給体制

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等医薬品を提供できる体制を整備しています。

### - 4 ) 移植医療の推進

骨髄バンク登録推進事業

（根拠） 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、所内でも毎週水曜日に平日登録を開催しています。

- ・ 登録者数 163人

## - 5 ) 医薬分業の適正な推進

### 医薬分業の推進

#### (根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率でみると、平成16年は34.7%であり、平成15年(32.7%)に比べ、わずかに増加している。しかし、県全体と比べると、低い状況にあります。

平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めています。

#### 院外処方せん受取率の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
県全体	43.0%	47.4%	52.0%	55.8%	58.6%
県南地域	28.2%	30.2%	31.7%	32.7%	34.7%

## - 6 ) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

### 1 薬事監視

#### (根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

#### 薬事監視結果

業種別	対象施設数	立入検査施設数		違反発見施設数	処分件数	
		実数	延数		説諭	その他
医薬品						
薬局	46	12	12	2	2	0
製造業	専業	5	5	7		
	薬局	4				
製造販売業(薬局のみ)	4					
一般販売業	10	3	4	3	1	2
卸売一般販売業	6	2	2			
薬種商販売業	14	4	7	6	0	6
特例販売業	18	3	3			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	4	4			
化粧品						
製造業	4	3	3			
医療機器						
製造業	8	4	9			
修理業	2	2	2			
販売業	高度管理医療機器等	28	3	5		
	管理医療機器	105	7	7		
賃貸業	高度管理医療機器等	9	3	3		
	管理医療機器	1				

業種別	対象施設数	立入検査施設数		違反発見施設数	処分件数	
		実数	延数		説 論	その他
合 計	271	55	68	11	3	8

## 2 薬事法等許認可事務

### (1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

区 分	新規	許可更新	許可証書		変更届 *含変更許可	廃止届	休止届	再開届
			書換交付	再交付				
薬 局	3	12			41	1		
医 薬 品 販 売	一般	2			7			
	卸売一般	2	2		9 3	1		
	薬種商	1	1		1	2		
	特例		6		2	2		
	配置		1					
配置身分証明書	11		1		1 18	9		
薬局医薬品製造業		1				2		
高度管理医療機器等販売業	28			1	10			
高度管理医療機器等賃貸業	9				6	1		
管理医療機器販売業	14				2 90	83		
管理医療機器賃貸業					1			
合 計	66	25	3	1	185<3>	101		

1 配置従事届

2 責任者届出書含む

販売先変更許可

### (2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者について、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設 置・変更届	廃止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業							
販 売 業	一般	6			1	1	2
	農業用品目	3	4		17	10	8
	特定品目						1
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	5	10	0	0	18	11	11
16年度	4	27	1	0	4	17	9
15年度	5	9	1	0	2	12	9
14年度	2	0	2	0	6	19	10
13年度	4	0	0	0	7	13	4

### 3 毒物劇物危害防止

#### (根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対し指導取締りを行い、事故の未然防止を図りました。

また、警察署と連携し、危険物運搬車両取締を実施しました。

#### 監視指導実施結果

業種別	対象 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	処分件数	
				説諭	その他*
毒物劇物製造業					
毒物劇物輸入業					
販売業	一般	47	15	2	1
	農薬用品目	58	16	11	8
	特定品目	3			
業務上	電気メッキ業	2			
	金属熱処理業				
	運送業				
	しろあり防除業				
特定毒物使用者					
特定毒物研究者	1				
合計	111	31	13	9	4
16年度	113	47	21		21
15年度	117	48	10	5	5

: 含指導票 \* : 含始末書

#### - 7 ) 献血者の確保

##### 献血推進事業

#### (根拠) 福島県献血推進計画

「県南地域献血推進行動計画」に基づき、県、市町村、福島県赤十字血液センターの三者が一体となり、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めながら献血事業の推進に努めました。

平成17年度は県南保健福祉事務所管内4,276人(200ml:1,269人、400ml:2,835人、成分:172人、センター分除く)の献血目標を設定し、これを達成するため献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村と連携しながら献血事業の推進に努めました。

その結果、平成17年度における献血は、4,346人(101.6%)と目標人数を上回り、その内訳は200ml献血は1,269人(117.4%)、400ml献血は2,835人(98.7%)及び成分献血は172人(33.7%)でした。

さらに、白河市で街頭キャンペーンを実施したほか、市町村献血担当者及び血液センター担当者が出席した県主催の県南地域献血者確保対策会議を開催しました。

また、若年層広報啓発資材「Heartful message」を作成し、若年層の啓発に努めました。

#### (1) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成17年 7月 6日(水) 白河駅前イベント広場 バス4台

- ・平成17年12月15日(木)白河駅前イベント広場 バス3台
  - (2) 県南地域献血者確保対策会議の開催
    - ・平成17年11月2日(水)
  - (3) 若年層広報啓発資材「Heartful message」の作成
    - ・平成18年3月1日発行 6,000部
  - (4) 献血功労表彰
    - ・被表彰団体数 12団体
- 献血実績(市町村別)

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200ml	400ml	成 分		
白河市	1,854	675	1,172	7	1,828	101.4
(白河市)	1,369	508	857	4	1,328	103.1
(表郷村)	176	65	108	3	202	87.1
(東村)	157	49	108	0	166	94.6
(大信村)	152	53	99	0	132	115.2
西郷村	594	153	436	5	535	111.0
泉崎村	139	48	90	1	190	73.2
中島村	163	63	100	0	147	110.9
矢吹町	521	159	357	5	522	99.8
棚倉町	395	134	261	0	442	89.4
矢祭町	370	146	218	6	189	195.8
塙町	212	75	107	30	299	70.9
鮫川村	98	37	57	4	124	79.0
合 計	4,346	1,490	2,798	58	4,276	101.6
16年度	4,371	1,595	2,534	242	5,583	78.3
15年度	4,882	1,853	2,698	331	5,572	87.6
14年度	4,967	1,814	2,824	329	5,629	88.2
13年度	4,671	1,679	2,673	319	5,595	83.5

## - 8 ) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進

### 1 老人医療事務市町村技術的助言等

(根拠) 福島県老人医療事務技術的助言等実施要綱

市町村の老人医療事務の円滑・適正な執行体制の確保及び医療費請求の適正化を図るために市町村に出向き、老人医療の適正かつ効率的運営の促進について必要な技術的助言等を行いました。

- ・一般技術的助言等 12市町村(うち書面審査 8市町村)

### 2 老人医療費の概要

(根拠) 老人保健法

老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練などの保健事業を総合的に実施し、保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目

的として昭和58年2月に施行された老人保健制度であり、事業主体は市町村です。  
(参照：資料編 表25)

## 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

### - 1 ) 地域福祉の総合的・計画的推進

#### 1 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

管内市町村担当課長会議等において、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画策定の目的・意義や必要性について説明するとともに計画策定アドバイザー派遣事業の積極的な活用を勧奨するなど計画策定の促進に努めました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村
- ・計画策定アドバイザー派遣事業実施市町村 矢吹町

#### 2 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 12市町村社会福祉協議会

### - 2 ) 県民の福祉活動への支援・参加促進

市町村ボランティアセンター整備等

(根拠) 地域福祉推進事業実施要綱

#### (1) 市町村ボランティアセンター

多様な住民サービスを提供しているボランティアの活動の拠点となる市町村ボランティアセンターの整備促進の支援に努めるとともに、ボランティア・NPO等との協議・意見交換の場を設け、各種団体の連携強化を図りました。

- ・市町村ボランティアセンター整備状況
- 平成17年度新規整備 矢吹町
- 年度別ボランティアセンター整備推移

年度	市町村	年度	市町村
7	白河市	15	西郷村・棚倉町
8	泉崎村	16	矢祭町
14	表郷村(平成17年11月に白河市、東村、大信村と合併)		

(平成17年度までの累計6市町村)

#### (2) ボランティア・NPOの保健医療福祉ネットワーク

地域福祉の向上・充実に努めるには、ボランティア、NPO法人、市町村、市町

村社会福祉協議会の緊密な連携強化が重要であるため、関係者と協議を行うなど  
 県南ボランティア・NPOネットワークの基盤づくりの推進に努めました。

- ・関係者協議会 2回

### - 3 ) 保護援助を必要とする女性への支援

#### 1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次に生活困窮や求職、借金等の経済問題が多くなっています。(参照資料編 表26、27)

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人 母子自立支援員兼女性相談員 1人
- ・女性相談受付件数 200件(うち巡回相談8件)

#### 2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けました(上記200件に含む。)(参照資料編 表28)

また、改正DV防止法の施行(平成16年12月)に併せ、保護命令申立や離婚調停申立等の法律問題への対応力の強化に努めました。

### - 4 ) 生活援護を必要とする人への支援

#### 1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成17年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

##### (1) 生活保護の実施状況

被保護世帯数及び被保護人員

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
17年度当初	391世帯	529人	5.0‰
17年度末	360世帯	486人	5.6‰

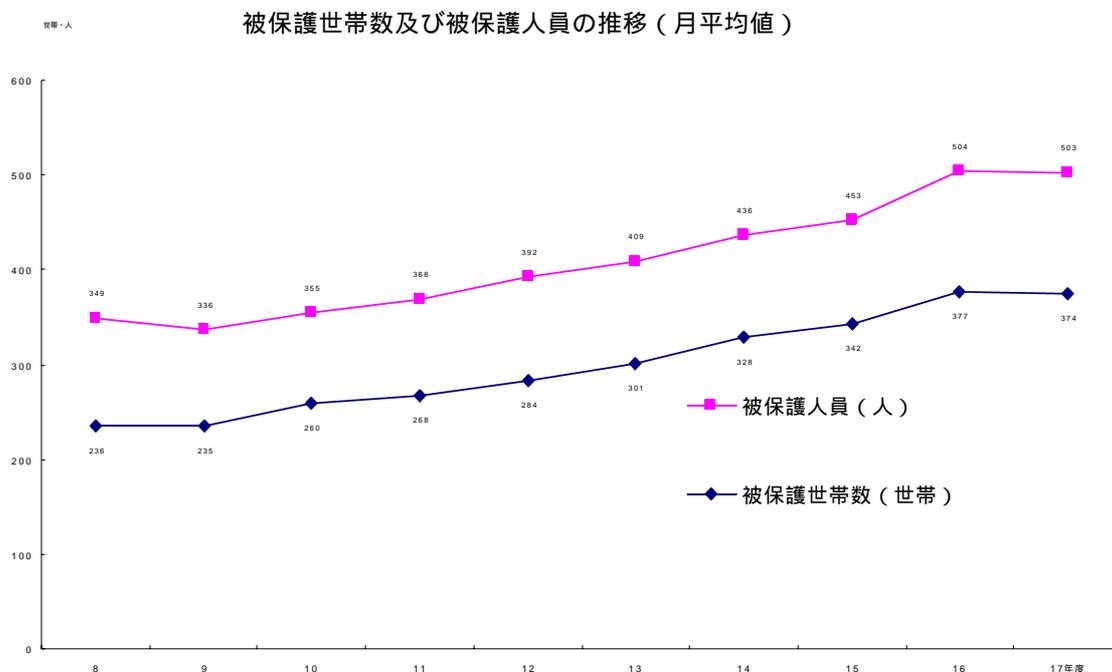
(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成17年度における被保護世帯数は、年度当初391世帯ありましたが、11月7日の市町村合併に伴い白河市へ40世帯の引継が行われたこともあって、年度末には360世帯と31世帯減少しました。

また、被保護人員は529人から486人と43人減少しました。

一方、保護率は5.0‰から5.6‰と0.6ポイント上昇しました。



（出典：福祉行政報告例）

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
15年度	342世帯	453人	4.3‰
16年度	377世帯	504人	4.7‰
17年度	374世帯	503人	5.1‰

（出典：福祉行政報告例）

次に月平均値で生活保護の推移を見ると、平成8年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも増加・上昇傾向にあるのがわかります。（参照資料編 表29）

被保護世帯増加の主な要因としては、不況の長期化や高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられます。

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

町村別被保護世帯数(平成17年度月平均値)

単位：世帯

西郷村	表郷村	東 村	泉崎村	中島村	矢吹町	大信村	棚倉町	矢祭町	埴 町	鮫川村	合 計
52	12	5	14	7	107	6	83	30	50	8	374

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全374世帯中、矢吹町が107世帯で最も多く、次いで棚倉町が83世帯、西郷村が52世帯、埴町が50世帯となっています。(参照資料編 表30)

扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他	合 計
15年度	264	168	19	39	310	0	800
16年度	301	195	20	48	338	2	904
17年度	308	205	21	55	350	5	944

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全374世帯中、医療扶助が350世帯で最も多く、次いで生活扶助が308世帯、住宅扶助が205世帯となっています。これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表30)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区 分	申 請	開 始	廃 止
15年度	83	61	41
16年度	85	68	29
17年度	69	47	78

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成17年度における生活保護の申請件数は69件で、うち47件が開始となり、廃止は78件ありました。

廃止が開始を31件上回り、被保護世帯数の減少につながりました。

## 生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
15年度	20	2	3	2	28	6	61
16年度	16	1	7	3	35	6	68
17年度	8	1	5	5	24	4	47

(出典：保護申請処理簿)

平成17年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金・貯金の減少・喪失が24世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が8世帯、働きによる収入の減少・喪失と仕送りの減少・喪失が共に5世帯となっています。(参照資料編 表31)

## 生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
15年度	17	5	1	1	0	17	41
16年度	8	4	2	1	0	14	29
17年度	15	6	0	1	0	56	78

(出典：保護廃止処理簿)

平成17年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡・失踪が15世帯で最も多く、次いで働きによる収入の増加・取得が6世帯、仕送り金等の増加が1世帯となっています。

その他には、他管内転出や手持金増加等による廃止のほか、市町村合併に伴う白河市への引継(40世帯)が含まれています。(参照資料編 表32)

近年、雇用環境の悪化を背景に、働きによる収入増加・取得(就労)による廃止が少なくなっています。

(4) 医療扶助人員の状況

入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人、ただし延人員

区分	総医療扶助人員	入院			入院外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
15年度	4,610	392	382	774	358	3,478	3,836
16年度	5,100	414	336	750	272	4,078	4,350
17年度	5,317	409	644	1,053	213	4,051	4,264

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延1,053人、入院外が延4,264人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給が延409人と入院全体延1,053人の4割弱を占めていますが、入院外では他の扶助との併給が圧倒的に多くなっています。(参照資料編 表33)

入院・入院外別、精神病・その他別医療扶助人員

単位：人、ただし延人員

区分	総医療扶助人員	入院		入院外		計	
		精神病	その他	精神病	その他	精神病	その他
15年度	4,610	369	405	936	2,900	1,305	3,305
16年度	5,100	327	423	947	3,403	1,274	3,826
17年度	5,317	404	649	870	3,394	1,274	4,043

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における総医療扶助人員のうち精神病で治療を受けた被保護者は、入院と入院外を合わせて延1,274人で、全体延5,317人の2割強となっています。(参照資料編 表33)

( 5 ) 生活保護施設の利用状況  
生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
15年度末	25	17	4	3	49	7	9
16年度末	25	17	4	3	49	11	9
17年度末	22	15	3	2	42	12	8

（出典：施設事務費支給台帳）

平成17年度末における生活保護施設の利用状況は、前年度と比べて救護施設では利用者数が7人減少して42人となりましたが、矢吹授産場では生活保護法とみなし保護を合わせた利用者数に変動はなく計20人で推移しました。

救護施設入所者の施設別内訳では、からまつ荘が22人で最も多く、次いで矢吹緑風園が15人、郡山せいわ園が3人となっています。（参照資料編 表34）

( 6 ) 被保護世帯の世帯類型  
被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
16年3月分	352	161	13	56	54	67
17年3月分	391	177	15	59	66	73
18年3月分	360	157	15	52	65	71

（出典：福祉行政報告例）

注：16年3月分及び17年3月分の被保護世帯数には停止1を含む。（内訳では除外）

平成18年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が157世帯で最も多く、次いで傷病者世帯が65世帯、障がい者世帯が52世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の4割強と高くなっています。（参照資料編 表35）

## (7) 被保護世帯の就労状況

被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区	分	単身世帯	2人以上の世帯	合計
16年3月分	働いている者がいる世帯	29	24	53
	働いている者がいない世帯	247	51	298
17年3月分	働いている者がいる世帯	36	32	68
	働いている者がいない世帯	267	55	322
18年3月分	働いている者がいる世帯	38	27	65
	働いている者がいない世帯	246	49	295

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成18年3月で見ると、単身世帯が計284世帯、2人以上の世帯が計76世帯となっており、単身世帯が全体の8割弱を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計65世帯、働いている者がいない世帯が計295世帯となっており、就労している者がいない世帯が全体の8割強を占めています。(参照資料編 表36)

## (8) 保護費の推移

保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合計
15年度	27.5	4.5	51.7	1.5	14.8	100
	200,790	32,945	376,646	10,300	108,285	728,966
16年度	28.0	5.1	51.4	1.5	14.0	100
	217,759	39,839	399,473	10,869	109,119	777,059
17年度	26.9	5.5	51.5	2.2	13.9	100
	215,798	43,752	412,265	17,541	111,533	800,889

(出典：生活保護費経理状況調)

平成17年度において管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて800,889千円となりました。

扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が412,265千円で最も多く、次いで生活扶助費が215,798千円、施設事務費が111,533千円、住宅扶助費が43,752千円となっています。(参照資料編 表37)

保護費の支出は、年々増加の一途をたどっています。

## 2 民生委員・児童委員の活動支援

### (根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。

(参照資料編 表38、39)

管内民生・児童委員数 360人

平成18年3月31日現在

## - 5 ) 人権擁護の推進

### 1 家庭の虐待防止対策事業

#### (根拠) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議設置要綱

家庭において発生する子ども、女性、高齢者及び障がい者等に対するさまざまな虐待について、関係機関の連携をより実質的・効果的なものとし、市町村等による虐待問題への対応を支援するとともに、啓発活動等を通じて人権の擁護と快適な地域づくりに寄与することを目的として、県南地域家庭の虐待防止対策連携会議を設置しました。

また、同会議の事業として、家庭から虐待をなくすための講演会を開催しました。

#### (1) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議

開催年月日・場所	主 な 議 題	出席者
17年11月21日(月) 県南保健福祉事務所	・家庭の虐待防止対策事業 ・児童虐待及びDV対策の現状と課題	26人

<構成団体・機関等> 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、在宅介護支援センター連絡協議会県南支部、介護支援専門員連絡協議会県南支部、白河地区保育研究会、東石地区保育研究会、福島県社会福祉事業団、塙厚生病院老人性認知症センター、白河医師会、東白川郡医師会、福島県弁護士会白河支部、福島地方法務局白河支局、県南地方民生児童委員協議会会長連絡会、地域療育等支援事業コーディネーター、白河警察署、棚倉警察署、県南教育事務所、中央児童相談所白河相談室、県南保健福祉事務所

<オブザーバー参加> 福島地方裁判所白河支部、福島家庭裁判所白河支部

( 2 ) 家庭から虐待をなくすための講演会

開催年月日・場所	内 容	出席者
17年12月2日(金)  ホテルサンルート白河	・講演 福島県女性のための相談支援センター所長 「福島県のドメスティック・バイオレンス ～被害者支援の現場から～」 ・講演 東日本国際大学講師 「身近に潜む児童虐待 ～地域に求められること～」	104人

## V 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

### - 1 ) 母子保健医療施策の推進

#### 1 のびゆく子ども支援事業

##### ( 1 ) 身体障がい児療育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

身体障がい者や身体に障害をおこすおそれのある児に対する相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

身体障がい児療育相談の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
聴覚障がい児	2	第1回：講話「障がい児の教育環境づくり」 第2回：講話「子どもの健やかな成長に向けての家庭教育のあり方」 交流会	6人	10人

##### ( 2 ) 長期療養児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

長期にわたる療養を必要とする児とその家族に対して、在宅療養上の相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

長期療養児相談会の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
糖尿病	2	第1回：講話「1型糖尿病の適正治療について」 第2回：講話「子どもの健やかな成長に向けて - 親の役割・家族会の役割 - 」 交流会	6人	9人

##### ( 3 ) 未熟児養育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する相談や指導、交流会による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

未熟児養育相談の実施状況

実施回数	内 容	参加者数	
		実数	延数
2	第1回：講話「乳幼児の健康と発育」 第2回：講話「子どもの豊かな心を育むために」 楽しい親子遊び・交流会等	24人	24人

##### ( 4 ) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療

養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

訪問指導の実施状況 単位：人

対象	実数	延数
身体障がい児	2	2
長期療養児	1	3
未熟児	47	49

## 2 育児不安を持つ親等へのグループミーティング事業

(根拠) 福島県育児不安を持つ親等へのグループミーティングモデル事業実施要綱

育児不安や育児困難を感じている母親等に対し、親同士の交流の場を提供することにより、虐待等の不適切な関わりを未然に防止するとともに、育児を支援することを目的に母親を対象としたグループミーティングを実施しました。

育児不安を持つ親等へのグループミーティング事業の実施状況

年度	会場	グループ数	実施回数	来所者数(人)	
				実数	延数
15	県南保健福祉事務所	2	3	12	24
16	県南保健福祉事務所	1	4	9	21
	棚倉町保健センター	1	4	6	11
17	県南保健福祉事務所	1	5	4	16

## 3 豊かに「いのち」を育む支援事業

思春期の男女、子育て予備軍にある若者に対し、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠や人工妊娠中絶を減少させ、命を豊かに育めるよう支援することを目的に下記の事業を実施しました。

### (1) 思春期相談ほっとライン事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期を巡る悩みについて電話及びメール等による相談を実施しました。

思春期相談ほっとラインによる相談実施状況 単位：件

年度	相談種別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
15	36	-	0	36
16	31	65	0	96
17	43	59	0	102

### (2) その他の性教育

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒や関係者を対象にした性教育等を実施しました。

性教育の実施状況

	実施学校数	実施回数	人数(人)
高等学校	1	2	70
中学校	1	1	372
小学校	5	6	218

#### 4 特定不妊治療費助成事業

##### (根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

##### 特定不妊治療費助成の給付状況

年度	申請件数	給付件数
16	23	23
17	36	36

#### 5 医療援護事業

##### (1) 育成医療給付

##### (根拠) 児童福祉法第20条

身体に障害のある児童又は疾患を放置することで障害を残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、児童福祉法第20条による指定医療機関において治療する児童に対して公費による医療の給付を行いました。

##### 育成医療の給付状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障害	聴覚、平衡機能障害	音声・言語そしやく機能障害	内臓障害	計(延数)
白河市	4	2	1	6	15	28
(白河市)	4	2	1	6	15	28
(表郷村)						0
(東村)						0
(大信村)						0
西郷村	2	1		4	4	11
泉崎村						0
中島村	1			1		2
矢吹町	2				4	6
棚倉町			1	7	1	9
矢祭町			1	1		2
塙町	1	1		2	1	5
鮫川村				2		2
計	10	4	3	23	25	65
13	6	2	2	12	23	45
14	8	4	2	15	14	43
15	7	7	0	9	13	36
16	7	3	2	13	15	40

##### (2) 養育医療給付

##### (根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

養育医療の給付状況（体重別実件数）

年度	17	13	14	15	16
出生体重					
～1,000	2	2	3	1	6
1,001～1,500	4	11	3	5	10
1,501～1,800	5	10	9	6	6
1,800～2,000	9	1	4	5	8
2,001～2,300	8	2	5	4	5
2,301～2,500	3	1	0	1	3
2,501～	5	3	1	1	0
計	36	29	25	23	38

養育医療の給付状況（市町村別延件数）

年度	17	13	14	15	16
市町村					
白河市	19	8	7	7	14
(白河市)	18	5	5	5	10
(表郷村)	1	0	0	0	0
(東村)	0	2	1	1	1
(大信村)	0	1	1	1	3
西郷村	4	5	5	5	7
泉崎村	4	1	3	3	3
中島村	0	0	0	0	1
矢吹町	4	8	4	4	5
棚倉町	3	4	7	7	3
矢祭町	0	1	0	0	0
塙町	2	3	0	0	4
鮫川村	0	0	2	2	1
計	36	30	28	28	38

6 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳(ひまわり手帳)を交付しました。

小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成18年3月31日 単位：人

市町村	悪性新 生 物	慢性腎 疾 患	ぜ ん そ く	慢性心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠原病	糖尿病	先天性代 謝 異 常	血友病等 血液疾患	神経・ 筋疾患	計 (延数)
白河市	8	8	0	4	19	3	11	1	3	2	59
(白河市)	5	7	0	4	16	3	8	1	3	2	49
(表郷村)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
(東村)	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	4
(大信村)	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
西郷村	6	3	0	3	2	0	1	2	0	0	17
泉崎村	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4
中島村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢吹町	6	1	0	2	3	0	0	0	0	0	12
棚倉町	1	5	2	0	2	0	0	2	0	0	12
矢祭町	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	4
埴町	1	2	0	1	3	0	1	0	1	0	9
鮫川村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	119
1 3	43	9	15	6	34	1	15	13	25	0	161
1 4	41	7	5	5	30	4	11	8	32	0	143
1 5	49	7	7	5	37	4	16	7	27	0	159
1 6	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	153

7 不妊総合相談事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
1 6	2	1	1
1 7	3	3	0

8 先天性代謝異常検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果確認及び保健指導を実施しました。

先天性代謝異常検査（精密検査）の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	0	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	1	0	1	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
計	2	0	1	1

9 新生児聴覚検査事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施しました。

新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
16	1	1	0
17	1	0	1(片側性中等度難聴)

10 県南地域思春期保健対策推進事業

(根拠) 地方振興局企画調整事業費取扱要領

10代の望まない妊娠と人工妊娠中絶の減少に向けて、保健、医療、教育などの関係機関と連携を図るとともに、講演・シンポジウムや地域関係者への研修等により、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

(1) 県南地域思春期保健対策推進会議

県南地域思春期保健対策推進会議を設置し、地域の保健・医療・教育等関係者が思春期の性の問題について共通認識を持ち、各関係機関の連携のもとに、性に関する正しい知識の普及、思春期の保健教育等を行う体制づくりのための会議を開催しました。

会議の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
平成17年8月5日(金) 白河合同庁舎	基調講演「思春期保健対策における関係機関の連携について」 県南地域思春期保健対策推進事業の概況について	学識経験者、県産婦人科医会、県助産師会、小・中学校校長会、PTA、	25人
平成18年3月2日(木) 県南保健福祉事務所	県南地域思春期保健対策推進事業の実施状況について 平成18年度の事業計画(案)について	青少年健全育成、県学校保健会、市町村の代表者	21人

(2) 県南地域における思春期保健に関する実態調査

県南地域における10代の人工妊娠中絶者の実態及び保健・医療・教育関係機関の性教育等の実態を把握するための調査を実施しました。

### 調査の実施状況

調査名	調査期間	調査対象
10代の人工妊娠中絶者の実態調査	平成17年9月1日～平成18年2月28日	県南地域の産婦人科医療機関にて人工妊娠中絶をした10代の女性
管内関係機関の性教育等に対する実態調査	平成17年12月20日～平成18年1月31日	教育関係者、保護者、医療関係者、市町村関係者

#### (3) 思春期の子どもたちの性を考える講演・シンポジウムの開催

思春期における性の問題について地域の理解を深めるために、子どもたちの性の実態やその対応を考える講演会及びシンポジウムを開催しました。

##### 開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
平成17年11月16日(水) ホテルサンルート白河	基調講演：「思春期の子どもたちの性の実態とその対応」 シンポジウム：「思春期の性とどう向き合うか」	保健・医療・教育関係者、保護者及び一般住民等	261人

#### (4) 思春期保健リーフレット検討会の開催

高校生を対象に性に関する正しい知識等を普及・啓発するためのリーフレットの作成に向けて、保健・医療・教育関係者等による検討会を開催しました。

##### 検討会の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
平成18年2月16日(木) 県南保健福祉事務所	県南地域思春期保健対策推進事業について	医療関係者(産婦人科・泌尿器科)	9人
平成18年3月15日(水) 県南保健福祉事務所	思春期保健リーフレットについて	PTA、教育	6人

#### (5) 思春期保健対策推進研修会

思春期保健対策を推進する地域の人材の育成を図るため、思春期保健教育や保健指導に携わる地域関係者を対象に研修会を開催しました。

##### 研修会の実施状況

	開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
医師研修	平成17年8月31日(水) 県南保健福祉事務所	講演：「福島県における10代の性の実態とこれからの思春期保健対策」 行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について	産婦人科医師	5人
保健・教育関係者研修	平成17年9月30日(金) 白河合同庁舎	行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について 実践発表・グループワーク	保健・教育関係者	38人

## - 2 ) 子育て支援環境づくりの推進

### 管内児童数の推移

平成12年(2000年)の国勢調査の結果による管内児童数は、33,109人で管内総人口155,015人の21.4%を占めています。昭和55年(1980年)28.5%、平成2年(1990年)26.2%で漸減傾向にあります。(参照資料編 表40)

### 1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法第8条

平成18年2月末現在の児童手当受給者は9,766人、該当児童12,865人でした。

平成16年4月から該当児童の年齢が小学校第3学年修了までに引き上げられたことに伴い、17年2月末に前年同期比で受給者は24.8%、該当児童は42.5%の伸びが見られましたが、その後1年で受給者は1.2%、該当児童は1.3%減少しました。

(参照資料編 表41)

### 2 うつくしま子ども夢プランの推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第9条

うつくしま子ども夢プランを推進するため、市町村等への情報提供、交換を積極的に行うとともに、「子育て週間」中に県南地域子育て支援交流会を開催して、関係者の認識の共有と連携の強化を図りました。

- ・県南地域子育て支援交流会の開催

平成17年5月25日 サンフレッシュ白河 参加者数 47人

- ・市町村、保育所等への情報提供(随時)

また、うつくしま子ども夢プランの進捗にとって、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画の推進は重要ですが、各市町村が設定した目標事業量の達成状況は、次表のとおりです。

県南地域における目標事業量の達成状況

(特定14事業のうち、各市町村が目標値を設定した事業について、その和を掲載)

	通常保育 (定員:人)	延長保育 1	休日保育	放課後児童 健全育成 3	一時保育	特定保育
計画策定時:16年度	1,718	9(2)	0	22	4	0
現状:17年度	1,758	7(2)	0	26	4	0
目標:21年度	2,018	14	2	29	10	1

単位:か所

	病後児保育 (施設型)	ファミリー・サ -ト・センター 3	地域子育て 支援センター	つどいの広 場
計画策定時:16年度	0	0	1	0
現状:17年度	0	1	2	1
目標:21年度	1	5	11	4

1 延長保育以下の事業は、実施施設数で表示。

2 16年度の延長保育事業は、特別保育事業における延長保育実施施設数。17年度は次世代育成支援対策交付金評価基準に適合する延長保育実施施設数。

3 県単補助事業を含む。

### 3 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導

(根拠) 社会福祉法第70条、児童福祉法第46条第1項、第59条第1項

適正な保育の維持と一層の向上のため、認可保育所への指導監査を行い、また、認可外保育施設への調査指導を実施しました。

## - 3 ) 子育て家庭の支援

### 1 家庭児童相談室における相談事業

(根拠) 児童家庭相談室設置運営要綱

家庭児童相談室に配置された4人の家庭相談員(うち2人は東白川福祉相談コーナー)が児童に関するさまざまな相談を受け付け、援助・指導を実施しました。相談内容は、障がいに関するものが最も多く、次いで性格・生活習慣等、知能・言語に関するものの順でした。(参照資料編 表42)

・児童相談受付件数 1,500件(うち東白川福祉相談コーナー884件)

### 2 母子・寡婦福祉事業

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第8条第2項

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)と1名の母子福祉協力員が母子家庭等の生活一般、生活援護、児童等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。(参照資料編 表43、44)

・母子等相談受付件数 761件(うち東白川福祉相談コーナー336件)

・母子寡婦福祉資金 貸付件数28件、貸付額13,717千円(前年度比37.3%減)

(参照資料編 表45)

## - 4 ) 子育てと仕事の両立支援

### 1 保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成17年4月1日現在で40名の定数増が図られ、待機児童対策は一定の前進を見ました。しかし、町村によっては、なお対策の強化が求められています。

### 2 保育対策等促進事業等

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱他

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助を行いました。また、障がい児保育や乳児保育のための環境改善事業について、実施する市町村に県の単独補助金を交付しました。

(参照資料編 表46)

・一時保育促進事業 4か所(実施保育所数、以下同じ)

・乳児保育促進事業 4か所(公立は補助対象外)

・地域子育て支援センター事業 2か所

- ・分園推進事業 1 か所
- ・軽度障がい児保育事業（県単） 5 か所
- ・乳児保育環境改善事業（県単） 1 か所

### 3 認可外保育施設の状況

（根拠） 児童福祉法第59条の2

認可外保育施設は、事業所内施設が5か所、その他が7か所の12か所となっています。（参照資料編 表47）

## - 5 ) 子どもの健全育成の推進

### 1 放課後児童健全育成事業

（根拠） 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱

日中、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を中心として組織される放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

（参照資料 編表48）

- ・対象児童クラブ 17 か所

### 2 わくわく放課後支援事業

（根拠） 福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

1の補助要件に満たない放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 9 か所

### 3 障がい児受入支援事業

（根拠） 福島県放課後児童クラブ障がい児受入支援事業実施要綱

児童クラブの障がい児受入を促進するため、これを実施する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 3 か所

## - 6 ) 子どもの豊かな心づくり

家庭児童相談室における相談事業

- 3 - 1 に同じ

## - 7 ) 子どもの権利擁護の推進

要保護対策の推進

（根拠） 児童福祉法第25条の8他

一時保護や施設入所などの児童福祉法による措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行っています。

また、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しています。

（参照資料編 表49、50）

## 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

### - 1 ) 介護保険事業支援計画等の策定

第四次高齢者保健福祉計画及び第三次介護保険事業（支援）計画の策定

（根拠） 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法

平成18年度から平成20年度を計画期間とする第四次福島県高齢者保健福祉計画及び第三次福島県介護保険事業支援計画の円滑な策定に向けて、圏域内の関係者による意見の交換を行うとともに、情報の収集・提供に努めました。

また、市町村の第四次高齢者保健福祉計画及び第三次介護保険事業計画の策定について、計画の円滑な策定に向け、介護保険法の改正などの情報の提供や意見の交換を通して支援しました。

・ 県南地方高齢者保健福祉計画等連絡会議の開催

開催日 平成17年8月24日 及び 平成17年11月30日

出席者 市町村保健福祉担当課長、社会福祉施設代表者、医療機関代表者、居宅系サービス提供機関代表者等

### - 2 ) 生きがいつくりと社会参加の促進

#### 1 百歳高齢者知事賀寿事業

（根拠） 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

・平成17年度贈呈者数 14人

（16年度7人、15年度7人、14年度6人、13年度6人）

#### 2 高齢社会対策推進事業

（根拠） 福島県高齢社会対策推進事業実施要綱

地域福祉推進の主体である市町村に対して、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを展開できるよう支援し、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的に補助金を交付しました。

高齢社会対策推進事業(市町村別)実施状況

市町村	事業名
白河市	巡回バス運行事業 高齢者温泉交流事業
西郷村	敬老会生きがい健康づくり事業
泉崎村	貯筋会実施事業
矢吹町	高齢者健康管理推進事業
矢祭町	「玄米ニギニギ体操」で健康づくり事業
計	実施市町村数5（実施事業数6）

### 3 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助額 4,880千円

## - 3 ) 健康づくりと介護予防の推進

### 1 在宅福祉事業

介護予防・地域支え合い事業

(根拠) 介護予防・地域支え合い事業実施要綱

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを地域の実情に応じて提供することにより、要介護高齢者等の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の啓発普及等により、健やかで活力ある地域づくりの推進を目的として、市町村に対し補助金を交付しました。

在宅福祉補助事業(市町村別)実施状況

単位：回又は人

市町村名	介護予防等事業							
	転倒骨折予防教室 (寝たきり防止事業)		アクティビティ・ 認知症 介護教室		IADL(日常生活 関連動作)訓練事業		地域住民グループ 支援 事業	
	教室 開催回数	年間 実 利用人員	教室 開催回数	年間 実 利用人員	教室 開催回数	年間 実 利用人員	育成実施 グループ数	育成教室 開催回数
白河市	20	6	53	552				
西郷村	4	37			4	39		
泉崎村								
中島村					20	5		
矢吹町	12	161	50	680				
棚倉町			9	23				
矢祭町								
塙町	4	88	10	101	12	108		
鮫川村	96	154					7	35
合計	136	446	122	1,356	36	152	7	35
事業実施 市町村数	5		4		3		1	

市町村名	介護予防等事業							
	高齢者筋力向上 トレーニング事業		高齢者食生活 改善 事業		運動指導事業		食の自立支援 事業(配食)	
	年間 実施回数	年間 実 利用人員	年間 延 実施回数	年間 実 利用人員	年間 延 利用人員	年間 実 利用人員	年間 延 配食数	年間 実 利用人員
白河市							9,987	474
西郷村			5	38				

市町村名	介護予防等事業							
	高齢者筋力向上 トレーニング事業		高齢者食生活 改善事業		運動指導事業		食の自立支援 事業(配食)	
	年間 実施回数	年間実 利用人員	年間延 実施回数	年間実 利用人員	年間延 利用人員	年間実 利用人員	年間延 配食数	年間実 利用人員
泉崎村							1,471	37
中島村	36	24	4	41	867	55		
矢吹町							1,132	57
棚倉町	66	29					6,300	65
矢祭町								
塙町			4	62				
鮫川村			29	388				
合計	102	53	42	529	867	55	18,890	633
事業実施 市町村数	2		4		1		4	

市町村名	在宅介護支援事業		家族介護支援事業		
	高齢者実態 把握事業	介護予防プラン 作成事業	家族介護教室		介護用品の支給
	実態把握件数	プラン作成件数	教室 開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数
白河市	3,336	348	2	27	8
西郷村	297	1			7
泉崎村					
中島村					
矢吹町	106				
棚倉町	503		6	38	11
矢祭町	60				9
塙町	458		3	28	
鮫川村	1,100		8	30	5
合計	5,860	349	19	123	40
事業実施 市町村数	7	2	4		5

市町村名	家族介護支援事業		住宅改修支援事業 (理由書作成)	成年後見制度利用 支援事業(利用経 費に対する助成)		
	家族介護者交流事業 (元気回復事業)	家族介護 慰労事業				
	開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数	年間延 作成件数	年間実 利用人員	年間延利用件数
白河市			1	1	1	
西郷村						
泉崎村						
中島村						
矢吹町				1	1	

市町村名	家族介護支援事業			住宅改修支援事業 (理由書作成)		成年後見制度利用 支援事業(利用経 費に対する助成)
	家族介護者交流事業 (元気回復事業)		家族介護 慰労事業	年間延 作成件数	年間実 利用人員	
	開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数			年間延 利用人員
棚倉町						
矢祭町						1
塙町	1	7				
鮫川村						
合計	1	7	1	2	2	1
事業実施 市町村数		1	1		2	1

市町村名	健やかで活力ある町 づくり基本計画策定 ・普及啓発推進事業	高齢者地域支援 体制整備・評価 事業
	計画策定件数	延開催件数
白河市		272
西郷村		
泉崎村		
中島村		
矢吹町		
棚倉町		
矢祭町	1	
塙町		
鮫川村		
合計	1	272
事業実施 市町村数	1	1

## 2 認知症予防対策事業

### (根拠) 福島県認知症予防対策事業実施要綱

認知症高齢者の増加傾向、その予防の重要性の観点から、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域における早期発見・早期対応体制の整備を行うことを目的とし、県内各保健福祉事務所で下記の事業を実施しました。

#### (1) 認知症予防対策推進会議の開催(平成16年度設置)

今年度は、地域における市町村支援(モデル市町村等)の現状と、圏域の認知症対策としての圏域版認知症専門医療機関リストの作成について協議しました。

認知症予防対策推進会議開催状況

開催年月日・場所	内 容	出席者数
17年11月25日（金） 県南保健福祉事務所	福島県認知症予防対策推進計画について 当事務所の平成17年度当該事業計画について 管内市町村及び関係機関における取り組み状況について（県南版認知症専門医療機関リストの作成について）	推進会議 委員 15人

(2)モデル市町村支援（平成17年度～）

モデル市町村：西郷村

地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制整備を推進するため、各保健福祉圏域においてモデル市町村等を選定し、技術支援を行いました。

・実地支援 8回

- 4 ) 在宅医療・介護の充実

1 高齢者福祉行政事務技術的助言

(根拠) 福島県高齢者福祉行政事務技術的助言実施要綱

市町村における高齢者福祉行政の実施状況等について、老人福祉法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、実地に調査を行い、技術的助言を実施しました。

・実施町村：西郷村、泉崎村、矢吹町、塙町

2 在宅介護支援センター運営事業

(根拠) 在宅介護支援センター運営事業実施要綱

在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じる等地域における保健福祉の向上を図るために、市町村に対し補助金を交付しました。

在宅介護支援センター設置数 平成18年3月31日現在 単位：か所

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
白 河 市	8	1	7
西 郷 村	4	1	3
泉 崎 村	1	1	
中 島 村	1		1
矢 吹 町	1		1
棚 倉 町	2		2
矢 祭 町	1		1
塙 町	1		1
鮫 川 村	1		1
合 計	20	3	17

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
16年度	20	3	17
15年度	20	3	17
14年度	15	3	12

- 5 ) 施設医療・介護の充実

老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 9施設
- ・養護老人ホーム 1施設
- ・軽費老人ホーム 1施設

- 6 ) 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

- ・白河地方広域市町村圏整備組合  
介護保険審査会の設置形態 8合議体・審査会委員48人

(2) 認定調査員等研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

ア 認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
18年2月3日(金) 白河地域職業訓練センター	介護保険法改正及び県内情勢について 認定調査項目の追加等について 説明：当事務所職員 講義「追加調査項目等の捉え方～第2次モデル事業の審査判定から～」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合職員	市町村等職員 認定調査員他 108人

## イ 介護認定審査会委員研修会の開催

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に開催しました。

### 介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
18年2月12日（日） 白河地域職業訓練 センター	介護保険法改正及び県内情勢について 要介護認定関係の改正点等について 説明：当事務所職員	介護認定審査 会委員他 32人

## (3)市町村別要介護認定状況

年々認定者は増加しています。特に、要支援・要介護1の認定者数の増加割合が高くなっています。

### 要介護認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H15.3.31	348	1,292	705	434	538	490	3,807
H16.3.31	401	1,377	622	499	579	548	4,026
H17.3.31	404	1,577	581	550	634	567	4,313
H18.3.31	562	1,622	597	580	769	574	4,704
白河市	257	744	261	255	314	260	2,091
西郷村	65	207	58	79	72	53	534
泉崎村	18	55	16	23	39	23	174
中島村	17	50	19	13	26	12	137
矢吹町	45	148	61	58	82	59	453
棚倉町	51	148	69	49	89	65	471
矢祭町	26	70	42	36	50	30	254
塙 町	57	144	49	48	64	47	409
鮫川村	26	56	22	19	33	25	181

## 2 介護保険法事業者指定

平成17年6月に介護保険法が改正されたことに伴い既存の事業者指定事務のほか介護予防サービス事業者等を、下記のとおり指定しました。

施設については、介護療養型医療施設が1箇所廃止されました。

### 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		18.4.1 現在	17.4.1 現在	増加数	対前年比
介 護 サ ー ビ ス	居宅介護支援事業者	39	37	2	1.05
	居宅サービス事業者	106	91	15	1.16
	訪問介護	32	31	1	1.03
	訪問入浴介護	10	10	-	1.00
	訪問看護	10	10	-	1.00
	居宅療養管理指導	0	0	-	-
	訪問リハビリテーション	1	1	-	1.00

区 分		18.4.1 現在	17.4.1 現在	増加数	対前年比
介護サービス	通所介護	19	18	1	1.06
	通所リハビリテーション	3	1	2	3.00
	短期入所生活介護	9	9	-	1.00
	短期入所療養介護	0	0	-	-
	特定施設入所者生活介護	1	0	1	-
	福祉用具貸与	11	11	-	1.00
	福祉用具販売	10	-	10	-
小 計		145	128	17	1.13
予防サービス	介護予防支援事業者	9	-	9	
	介護予防サービス事業者	98	-	98	
	介護予防訪問介護	29	-	29	
	介護予防訪問入浴介護	9	-	9	
	介護予防訪問看護	9	-	9	
	介護予防訪問リハビリテーション	0	-	0	
	介護予防居宅療養管理指導	0	-	0	
	介護予防通所介護	19	-	19	
	介護予防通所リハビリテーション	3	-	3	
	介護予防短期入所生活介護	9	-	9	
	介護予防短期入所療養介護	0	-	0	
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	-	1	
	介護予防福祉用具貸与	9	-	9	
介護予防福祉用具販売	10	-	10		
小 計		107	-	107	
合 計		252	128	124	

施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	18.4.1現在	17.4.1現在	減 少	対前年比
介護老人福祉施設	9施設( 650床)	9施設( 650床)		1.00(1.00)
介護老人保健施設	4施設( 400床)	4施設( 400床)		1.00(1.00)
介護療養型医療施設	4施設( 63床)	5施設( 71床)	1施設(8床)	0.80(0.89)
合 計	17施設(1113床)	18施設(1121床)	1施設(8床)	0.94(0.99)

介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

### 3 ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業

（根拠） 市町村ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施要綱

市町村における介護支援専門員への支援活動の円滑な実施に向け、県ケアマネジメントリーダー等の協力を得ながら、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し、その活動を支援しました。

ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施状況

相談種別	件(回)数	内容及びリーダーの役割
電話相談	10	・住宅改修、通院介助の考え方等について
文書による相談	0	
巡回指導等	15	支援要望のあった市町村に対し県リーダーの協力のもと実施しました。(4回) 東白川郡ケアプラン指導研修事業支援(実地支援11回) ・担当者会議、事例検討会等の企画運営に参画、助言
事例検討会 会議開催等	1	「主任ケアマネジャー研修会・意見交換会」の開催 平成18年度から地域包括支援センター配置予定の主任ケアマネジャーに対する研修会・意見交換会を開催しました。

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 14施設
- ・居宅サービス事業所 26事業所
- ・居宅介護支援事業所 5事業所

5 介護保険対象サービスの利用状況

年々サービスの利用が高くなっており、特に、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護の割合が高くなっています。

介護保険対象サービスの利用状況

年 度	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
訪 問 介 護 (回/週)	2,793	3,212	3,612	3,920	3,811
訪 問 入 浴 介 護 (回/週)	163	177	191	187	180
訪 問 看 護 (回/週)	297	318	328	331	316
訪問リハビリテーション (回/週)	3	16	14	11	2
通 所 介 護 (回/週)	1,305	1,529	1,701	1,827	1,871
通所リハビリテーション (回/週)	255	306	319	315	445
短期入所生活介護 (回/6月)	1,353	1,848	2,157	2,101	2,388
短期入所療養介護 (回/6月)	223	351	447	478	592
認知症対応型共同生活介護 (年間平均人数)	-	0	3	29	39
特定施設入所者生活介護 (年間平均人数)	-	1	2	2	2

(出典：介護保険対象サービス等利用状況調査)

## 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

### - 1 ) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進

#### 精神保健福祉研修会の開催

(根拠) 平成17年度精神保健福祉研修会開催要領

平成17年度からのひきこもり対策事業にあわせて、研修会を実施し、ひきこもりの具体的な支援の実例を含めた講演を実施することにより、ひきこもりの理解の促進を図りました。

- ・開催日 平成17年8月30日
- ・場 所 ホテルサンルート白河
- ・参加者数 83人

### - 2 ) 総合療育体制の推進

#### 1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

受託施設に専任のコーディネーターを配置し、在宅障がい児及び知的障がい者の療育等の相談、援助プログラムの作成、関係機関との調整を行う地域生活支援事業及び巡回相談や外来者に対する各種相談等を実施しました。

- ・受託施設 2施設(コーディネーター各1名)  
白河こひつじ学園(西郷村 社会福祉法人牧人会運営)  
はなわ育成園(塙町 社会福祉法人牧人会運営)
- ・委託料 13,373千円

受託施設における相談等の実施状況

受託施設名	地域生活支援事業			在宅支援 訪問療育 件数	在宅支援 外来療育 件数	施設支援 一般指導 件数
	電話相 談回数	家庭訪 問回数	来所相 談回数			
白河こひつじ学園	146	125	63	195	159	24
はなわ育成園	35	239	13	76	70	12

#### 2 県南圏域地域療育等支援事業連絡調整会議の開催

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱第5条

障がい児(者)地域療育等支援事業の円滑な実施に向け、市町村、施設、事業者等の関係機関への情報提供・交換のため、保健福祉事務所主催の連絡調整会議を開催し、併せて市町村障がい者計画策定支援のための情報提供も実施しました。

- ・開催日 平成17年8月1日
- ・場 所 県南保健福祉事務所
- ・参加者数 38人
- ・開催日 平成17年10月13日
- ・場 所 白河合同庁舎
- ・参加者数 38人

- ・開催日 平成18年2月21日
- ・場 所 白河合同庁舎
- ・参加者数 45人

### - 3 ) 雇用と就労の促進

#### 1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の4

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行い、円滑な社会復帰を援助しました。

委託料 562千円

社会適応訓練事業実績

17年度末登録事業所数	委託事業所数	委託患者数
18	4	3

#### 2 障がい者小規模作業所運営事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所運営事業補助金交付要綱

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自活させるための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町 7作業所(身体・知的5 精神2)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 17,713千円

#### 3 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業

(根拠) 知的障害者福祉法第21条の8

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

就労している知的障がい者が、職場に通勤しながら対人関係の調整等、独立に必要な指導等を受けるために知的障がい者通勤寮に入所した場合、支援費を支給した町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 5町村(合併前)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 1,292千円

### - 4 ) 自立の支援と社会参加の促進

#### 1 精神障がい者社会復帰相談指導事業

(根拠) 福島県精神障がい者社会復帰相談指導事業実施要綱

「こみね会」として月1回程度のグループ活動を実施し、手工芸、調理実習軽スポーツ、交流会等の実施を通じて、回復途上にある精神障がい者の社会復帰を促進しました。

こみね会の実施状況

開催回数	参加実人数	参加延人数
12回	12人	105人

2 市町村障がい者社会参加促進事業

(根拠) 福島県市町村障がい者社会参加促進事業補助金交付要綱

障がい者にとって最も身近な市町村においてノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした事業で、事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 2 / 3
- ・補助額 507千円

3 障がい児・者情報バリアフリー化支援事業

(根拠) 福島県障がい児・者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱

重度の視覚障がい児・者及び上肢不自由児・者に対し、情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器やソフトウェアを購入するための費用の一部を補助しました。

- ・補助件数 2件
- ・補助率 2 / 3 (上限10万円)
- ・補助額 127千円

4 精神障がい者保健福祉手帳交付

(根拠) 精神保健福祉法第45条

精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に手帳を交付(精神保健福祉センター)しており、手帳の利用方法や社会資源の活用方法を普及啓発するなど、手帳の普及を図りました。(参照資料編 表51)

交付状況

単位:人

1級	2級	3級	合計	不交付
37	110	42	189	0

5 精神障がい者地域生活支援センター運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第5号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

地域の精神障がい者に対する相談助言をはじめとする各種援助を総合的に行うことを目的とする社会復帰施設である地域生活支援センターについて、NPO法人の運営する施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金 21,874千円(本庁執行)
- ・社会復帰施設指導監査 1回実施

6 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第3号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームについて、社会福祉法人が新設した施設の運営及び利用を支援しました。

- ・開所年月日 平成17年8月1日
- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金 12,258千円（本庁執行）

7 身体障がい者相談員

（根拠） 身体障害者福祉法第12条の3

福島県身体障がい者相談員報償金支給要領

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。（参照資料編 表52）

報償費 357千円

身体障がい者相談員設置人数 平成17年4月1日現在 単位：人

西郷村	2	鮫川村	1
泉崎村	1	東白川郡計	5
中島村	1	白河市	6
矢吹町	2	(白河市)	4
西白河郡計	6	(表郷村)	
棚倉町	2	(東村)	1
矢祭町	1	(大信村)	1
塙町	1	計	17

8 知的障がい者相談員

（根拠） 知的障害者福祉法第15条の2

福島県知的障がい者相談員報償金支給要領

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。（参照資料編 表53）

報償費 126千円

知的障がい者相談員設置人数 平成17年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	鮫川村	
泉崎村		東白川郡計	2
中島村		白河市	2
矢吹町	1	(白河市)	1
西白河郡計	2	(表郷村)	
棚倉町	1	(東村)	1
矢祭町	1	(大信村)	
塙町		計	6

- 5 ) 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況 単位：件

申請件数		通報件数				精神病 院管理 者の届 出件数	合計	診察 不要 件数	診察件数		要措 置件 数
34 条	23 条	警察 官 (24条)	検察 官 (25条)	保護観 察所の 長(25条 の2)	矯正 施設 の長 (26条)				1次	2次	
	1	8	1		1	11	2	9	1	1	

措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
2	2	4	0	0

医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
131	96

2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神病院実地指導要領

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3施設（一般3病院）
- ・実地審査：措置入院8人 医療保護入院11人 3か月後の入院0人

3 精神障がい者通院医療費公費負担

(根拠) 精神保健福祉法第32条

精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、通院医療の促進を図りました。

精神障がい者通院医療費公費負担申請・承認状況 単位：件

年度	13	14	15	16	17
申請件数	787	558	790	622	818
承認件数	787	558	790	622	818

4 自立支援医療（精神通院医療）

(根拠) 障害者自立支援法第52条

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの精神障がい者通院医療費公費負担が平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）に改正されることとなったため、制度改正に伴う認定の手続きを進めました。

- ・申請件数 1,059件

- ・承認件数 1,059件

## 5 精神障がい者家族教室の開催

(根拠) 平成17年度精神障がい者家族教室実施要領

精神障がい者を抱える家族が病気に対する正しい知識と対処方法を学び、家族が抱える問題等を共有することで家族本来の機能の回復を図り、家族会の活性化を図ることを目的として、精神障がい者地域生活支援センター「生活支援センター・こころん」との連携のもとに開催しました。

- ・開催回数 4日間コースで開催  
平成17年8月24日、9月28日、10月12日、  
11月16日
- ・場 所 生活支援センター・こころん
- ・参加実人数 44人
- ・参加延人数 85人

## 6 アルコール相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

アルコール関連問題に悩む本人及び家族が自ら問題を認識し、回復に向けての行動を選択実践できる力を育てる場として談話会を開催しました。

- ・開催回数 10回
- ・参加実人数 14人
- ・参加延人数 67人

## - 6 ) 在宅福祉サービスの充実

### 1 精神障がい者居宅生活支援事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の3

福島県精神障がい者居宅生活支援事業補助金交付要綱

地域における精神障がい者の日常生活を支援することにより、精障がい者の自立と社会参加を促進しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村：居宅介護4市町、短期入所1町、地域生活援助6市町村
- ・補助率 3/4
- ・補助金額 8,599千円(本庁執行)

精神障がい者居宅生活支援事業実施状況

市町村	居宅介護等事業		短期入所事業	地域生活援助事業
	事業所指定数	年間利用延時間数	利用実人数	利用実人数
白河市	2	188.0		4
西郷村				1
泉崎村	1			1
矢吹町				3
棚倉町	1	236.0		4
矢祭町	1	10.0	2	
塙町	1	463.0		3
計	6	897.0	2	16

## 2 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援(以下の(1)~(3)の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 142,471千円

### (1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

### (2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

### (3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

## 3 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 28,712千円

特別障害者手当等受給者数

平成18年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	43	27	5	75
西郷村	4	9	1	14
泉崎村	5	5	2	12
中島村	1	2	0	3
矢吹町	9	5	3	17
棚倉町	3	7	1	11
矢祭町	7	4	0	11
塙町	10	5	2	17
鮫川村	4	4	0	8
計	86	68	14	168
16年度月額	@26,520円	@14,430円	@14,430円	

## 4 身体障がい者居宅介護等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第6項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する身体障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 8市町村

- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 9,420千円

利用状況

市町村	利用実人数 (人)					年間利用延時間数 (時間)
	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護を伴う)	移動介護 (身体介護を伴わない)	日常生活支援	
西郷村	3	2	2	1	1	4,030.0
泉崎村	5					346.0
中島村	1					236.0
矢吹町	5	6				3,285.5
棚倉町	3	4				1,677.0
矢祭町	2					113.5
塙町	2	2	1	2		681.0
鮫川村						0.0
白河市	7	7	1			2,151.5
計	28	21	4	3	1	12,520.5

5 身体障がい者デイサービス事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第7項

福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴サービス事業補助金交付要綱

就労困難な在宅身体障がい者が自立や生きがいを高めるため、身体障がい者デイサービス事業所等に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表 54)

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 2,093千円

利用実人数 単位：人

西郷村	2	矢祭町	1
中島村	1	鮫川村	2
矢吹町	4	白河市	9
		計	19

6 身体障がい者訪問入浴事業

(根拠) 福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴サービス事業補助金交付要綱

デイサービス事業所への通所が困難な在宅の重度身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、入浴介護サービスを行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,313千円

7 身体障がい者短期入所事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第8項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

身体障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 3 町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 116千円

利用実人数 単位：人

矢吹町	1	鮫川村	1
塙 町	1	計	3

8 知的障がい者・児童居宅介護等事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第7項 児童福祉法第6条の2第7項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する障がい児や知的障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,676千円

利用状況

市町村	知的障がい者					児 童				
	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数  (時間)	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数  (時間)
	身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)		身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)	
西郷村	1	1	1	4	698.5	2		2		100.0
泉崎村	3	2			474.0					0.0
中島村				1	308.0	1		1		38.0
矢吹町			1	3	396.5					0.0
棚倉町	3	5			2,259.5	3				314.0
矢祭町	1	1			322.5	1				69.5
塙 町		1			374.5	3				996.0
鮫川村		4	1		342.0	1				61.0
白河市	1	11	2	8	3,478.5	1	5	1		814.0
計	9	25	5	16	8,654.0	12	5	4	0	2,392.5

9 知的障がい者・児童デイサービス事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第8項 児童福祉法第6条の2第3項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

在宅の障がい児が日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を受けるために児童デイサービス事業所に通所した場合、また在宅の知的障がい者が自立や生きがいを高めるため知的障がい者デイサービス事業所に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、

補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 8市町村(知的8市町村 児童5市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 10,297千円  
(知的 5,855千円 児童 4,442千円)

利用実人数 単位：人

知的障がい者デイサービス				児童デイサービス			
西郷村	3	棚倉町	2	西郷村	8	棚倉町	
泉崎村	4	矢祭町	1	泉崎村	4	矢祭町	
中島村	2	塙町		中島村	2	塙町	
矢吹町	2	鮫川村	1	矢吹町	3	鮫川村	
		白河市	14			白河市	34
		計	29			合計	51

#### 10 児童デイサービスへの移行促進事業

(根拠) 福島県児童デイサービスへの移行支援事業費補助金交付要綱

障がい児に係る小規模の通園事業の児童デイサービス事業への移行を支援するため、当該小規模通園事業に対する助成を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 1/2
- ・補助額 6,000千円

#### 11 知的障がい者・児童短期入所事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第9項 児童福祉法第6条の2第4項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

在宅の障がい児や知的障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい児や障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9市町村  
(知的7市町村 児童7市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 3,064千円  
(知的871千円 児童2,193千円)

利用実人数 単位：人

知的障がい者短期入所				児童短期入所			
西郷村		棚倉町	5	西郷村	6	棚倉町	4
泉崎村	2	矢祭町	1	泉崎村	5	矢祭町	
中島村		塙町	2	中島村	2	塙町	
矢吹町	3	鮫川村	1	矢吹町	2	鮫川村	2
		白河市	33			白河市	47
		合計	49			合計	69

## 1 2 知的障がい者地域生活援助事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第5項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

地域の住宅(アパート、マンション等)で数人の共同生活を営む知的障がい者に対し食事提供や金銭管理等の生活援助を行う住居であるグループホームに、知的障がい者が入居してサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,785千円

利用実人数 単位:人

西郷村	1	鮫川村	2
矢吹町	1	白河市	2
棚倉町	1	合計	9
矢祭町	2		

## 1 3 身体障がい者補装具交付・修理事業

(根拠) 身体障害者福祉法第20条

町村が実施する、身体障がい者のための義肢等の補装具を交付または修理事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 11町村(合併前)
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 4,128千円

補装具交付等状況(身体障がい者)

単位:件

区分	町村分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
義肢	7	4	11	10	11	21
装具	18	5	23	8	8	16
座位保持装置	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	6	0	6	0	0	0
義眼	1	0	1	3	0	3
眼鏡	4	0	4	0	0	0
点字器	1	0	1	0	0	0
補聴器	16	3	19	12	3	15
人口喉頭	2	0	2	1	0	1
車いす	10	21	31	13	6	19
電動車いす	2	7	9	2	0	2
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	2	0	2	1	0	1
頭部保護帽	0	0	0	2	0	2
収尿器	1	0	1	0	0	0
ストマ用装具	817	0	887	647	0	647
歩行補助つえ	6	0	6	4	0	4
計	893	40	933	703	28	731

#### 1 4 身体障がい者更生医療給付事業

(根拠) 身体障害者福祉法第19条

町村が実施する、身体障がい者の更生のために必要な医療費の給付事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 10町村(合併前)
- ・負担率 1/4
- ・負担額 2,088千円

更生医療給付状況 (給付実人数)

市町村	肢 体		心 臓		腎 臓		合 計		
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計
西郷村	0	0	12	0	0	4	12	4	16
泉崎村	0	0	0	0	1	2	1	2	3
中島村	0	0	3	0	0	0	3	0	3
矢吹町	0	0	7	0	1	0	8	0	8
棚倉町	0	0	1	0	0	4	1	4	5
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙 町	0	0	4	0	0	1	4	1	5
鮫川村	0	0	0	0	1	0	1	0	1
白河市(参考)	0	0	27	0	0	8	27	8	35
管内計	0	0	54	0	3	19	57	19	76

#### 1 5 身体障がい者訪問審査事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の2

身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者に対して医師等を派遣して診査及び更生相談を実施する町村に対して、負担金を交付しました。

- ・実施町村 2町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 70千円

#### 1 6 身体障がい者日常生活用具給付等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第18条第2項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の身体障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 7町村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 1,814千円

日常生活用具交付状況(身体障がい者)

単位: 件

区 分	件数	区 分	件数
浴槽(湯沸器含む)		福祉電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由者用	
便器			
手すり(便器に手すりをつけた場合)	1	視覚障がい者用ワードプロセッサ	

区 分	件数	区 分	件数
特殊マット		酸素ボンベ運搬車	
視覚障がい者用ポータブルレコーダ	5	聴覚障がい者用屋内信号装置	
盲人用時計	5	視覚障がい者用拡大読書器	4
特殊便器	1	移動用リフト	
特殊寝台		重度障がい者用意志伝達装置	
点字タイプライター	1	ネブライザー(吸入器)	
電磁調理器	1	点字図書	
歩行支援用具	2	聴覚障がい者用通信装置	2
入浴補助用具	6	携帯用会話補助装置	
特殊尿器		聴覚障がい者用情報受信装置	3
火災警報器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
自動消火器		電気式たん吸引器	
盲人用音声式体温計		点字ディスプレイ	
入浴担架		居宅生活動作補助用具	1
盲人用体重計		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器	4	計	36

#### 1 7 身体障がい児補装具交付・修理事業

(根拠) 児童福祉法第21条の6

町村が実施する、身体障がい児のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して、負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 7町村(合併前)
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 1,064千円

補装具交付等状況(身体障がい児)

単位: 件

区 分	町 村 分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
義肢	0	0	0	0	0	0
装具	6	0	6	5	0	5
座位保持装置	7	0	7	4	2	6
盲人安全つえ	0	0	0	0	0	0
義眼	0	0	0	0	0	0
眼鏡	1	0	1	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0	0
補聴器	4	0	3	1	1	2
人口喉頭	0	0	0	0	0	0
車いす	5	1	6	6	1	7
電動車いす	0	0	0	0	2	2
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	1	0	1	0	0	0

区 分	町 村 分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
頭部保護帽	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0
収尿器	0	0	0	0	0	0
ストマ用装具	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0
計	24	1	25	16	6	22

### 1 8 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の32第2項 児童福祉法第21条の25第2項  
福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の障がい児及び知的障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。(参照資料編表54)

- ・実施市町村 5市町村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 690千円

日常生活用具交付状況(重度障がい児・者)

単位:件

区 分	件数	区 分	件数
浴槽(湯沸器含む)		障がい者用電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由者用	
便器		酸素ボンベ運搬車	
手すり(便器に手すりをつけた場合)		聴覚障がい者用屋内信号装置	
特殊マット	1	視覚障がい者用拡大読書器	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	移動用リフト	
盲人用時計		重度障がい者用意志伝達装置	
特殊便器	1	ネブライザー(吸入器)	2
訓練用ベッド	1	点字図書	
点字タイプライター		聴覚障がい者用通信装置	1
電磁調理器		携帯用会話補助装置	
歩行支援用具		盲人用体重計	
入浴補助用具	5	聴覚障がい者用情報受信装置	1
特殊尿器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
火災警報器	1	電気式たん吸引器	3
自動消火器		点字ディスプレイ	
盲人用音声式体温計		居宅生活動作補助用具	2
入浴担架		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器	1	合 計	20

## - 7 ) 施設福祉サービスの充実

### 1 身体障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の10

身体障がい者が身体障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

・実施町村	10町村(合併前)
・負担率	1/4
・負担額	41,998千円

### 2 社会事業授産施設等運営費補助事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

生活保護法及び社会福祉事業法にもとづく授産施設を利用している身体障がい者及び知的障がい者について、町村が施設事務費に対して補助した場合、補助金を交付しました。

・実施町村	1町(身体・知的)
・補助率	3/4
・補助額	6,946千円 (身体 2,481千円 知的 4,465千円)

### 3 身体障がい者更生訓練等給付費

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の14、第18条の2

福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

町村が実施する身体障がい者更生援護施設における訓練及び通所のための費用の給付に対して、補助金を交付しました。

・実施町村	4町村
・補助率	3/4
・補助額	76千円

### 4 進行性筋萎縮症療養等給付事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

進行性筋萎縮症者に対する療養等給付事業を行った町村に対して、補助金を交付しました。

・実施町村	4町村(合併前)
・補助率	3/4
・補助額	9,065千円

### 5 知的障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の11

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

知的障がい者が知的障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

・実施町村	11町村(合併前)
-------	-----------

- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 96,472千円

## - 8 ) 障がい者の地域生活移行の促進

### 1 県南障がい保健福祉圏域プランの実施

(根拠) 障がい者基本法第7条の2第2項

「ともに生きる社会」の実現を目指して、平成16年9月27日策定された第2次福島県障がい者計画において、地域生活への移行促進という観点から圏域毎に設定された数値目標にそって、サービス提供基盤の整備に努めました。

### 2 知的障がい者デイサービスセンターの整備

(根拠) 平成17年度福島県緊急在宅支援強化対策業補助金交付要綱

在宅の障がい者の日常生活を支援する機能を強化するため、国庫補助事業による施設整備の対象とならない知的障がい者デイサービスセンターについて、県単独補助金による施設整備を行いました。

- ・施設名 知的障がい者デイサービスセンター「デイセンターきらり」
- ・定員 15名(通所)
- ・開所日 平成17年4月18日
- ・運営主体 (社福)優樹福祉会
- ・施設整備補助金額 20,216千円(本庁執行)

### 3 精神障がい者地域生活移行促進事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行促進事業実施要綱

社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活移行を促進するため、精神障がい者の退院及び地域生活での自立を支援し活動の場の提供や退院訓練等の支援を行いました。

県中・県南圏域が合同で、また事業の一部は地域生活支援センター・こころんに委託して実施しました。

#### (1) 社会資源に関する出張講座

開催日	場所	参加者数 (人)	
		参加者数	うち入院患者
平成17年9月6日	西白河病院	20	10
平成17年8月12日	塙厚生病院	15	4
平成17年10月6日	県立矢吹病院	13	3
		計 48	17

#### (2) 地域生活支援センター・こころんへの委託事業

##### ア 自立促進支援協議会

- ・開催回数 3回
- ・参加者数 47人

・事業申請人数

西白河病院	埴厚生病院	県立矢吹病院	針生ヶ丘病院	計
3人	3人	2人	1人	9人

イ 自立促進支援協議会（ケア会議）

- ・開催回数 20回
- ・参加者数 75人

ウ 自立生活訓練の実施

- ・自立支援員 6人
- ・訓練実施者数 9人

## 保健・医療・福祉のさらなる推進

### - 1 ) 健康危機管理の体制整備

#### (根拠) 健康危機管理マニュアル

新潟中越地震や台風等の自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする感染症などの健康危機管理事例が頻発する中、災害時救急医療連絡体制や所内体制整備し、対応能力向上を図りました。

### - 2 ) 情報ネットワークの構築

#### 1 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する身近な情報を適時、速やかに当事務所のホームページに掲載し県民への広報の充実に努めるとともに、県南地域の保健・医療・福祉の現状について、より多くの県民等に周知するため「業務概況」を新たに掲載しました。

・ホームページアクセス件数 10,322件(前年度比756件増)

14年度 3,200件 15年度 2,900件 16年度 9,566件

#### 2 社会関係及び保健衛生統計調査

##### (根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、患者調査、医療施設静態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

##### 主な厚生統計調査

- 国民生活基礎調査(世帯票)
- 社会保障・人口問題基本調査
- 第4回21世紀成年者縦断調査
- 第1回中高年縦断調査
- 患者調査
- 医療施設静態調査

### - 3 ) サービス総合化のシステムの確保

#### 1 県南地域保健医療福祉推進会議

##### (根拠) 福島県県南地域保健医療福祉推進会議設置要綱

県南保健医療福祉推進会議は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成17年度は、県南保健福祉事務所主要事業、県南地域保健医療圏計画の進捗状況等について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉推進会議 平成17年10月28日

・平成17年度県南保健福祉事務所の事業概要について

・第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の中間年次見直し

(素案)に対する意見聴取

イ 第2回県南地域保健医療福祉推進会議 平成18年3月9日

- ・第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21(県南圏域計画)」の進行管理について
- ・平成18年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策(案)について

## 2 地域ケアフロンティア事業

在宅サービスを担う保健・医療・福祉等の関係機関及び関係者の協力を図り、在宅療養者のニーズに対応した適切なサービスを提供するとともに、地域保健活動を円滑かつ効果的に推進することを目的としています。

### (1) 地域在宅ケア研修

(根拠) 地域在宅ケア研修会実施要領

県南地域は、比較的自殺死亡率が高いところから、うつ状態、うつ病の自殺のシグナルを発見する技術と対処の仕方を関係者が習得することを目的に研修を実施しました。

- ・開催日：平成18年2月22日
- ・講義及び演習：相談者の自殺のシグナルを発見する技術と対処の仕方について  
(講師：福島学院大学講師)
- ・参加者数：48人(市町村職員、在宅介護支援センター職員等)

## - 4) 保健・医療・福祉における研修の推進

地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

エイズ予防研修会

- ・開催日：平成17年8月19日
- ・講演：いのち、響きあって～若者から若者への予防啓発について～  
(講師：特定非営利活動法人HIVと人権・情報センター 理事長)
- ・行政説明：福島県及び県南地域のエイズと性感染症について  
(講師：当事務所職員)
- ・参加者数：51人(養護教諭、看護学生等)

## - 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

### 1 新医師臨床研修「地域保健・医療」

(根拠) 医師法

平成16年度から新医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタート

したことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 7人
- ・研修時期 平成17年5月～平成18年2月
- ・研修期間 1週間

## 2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

### 実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
ポラリス保健看護学院	6人	17年5月23日～6月10日
福島県立医科大学看護学部	14人	17年5月16日～6月3日(6人) 17年6月13日～7月2日(8人)
郡山女子大学	2人	17年9月5日～9月9日
福島介護福祉専門学校	2人	17年8月29日～9月2日
訪問介護員1級課程養成研修	4人	18年1月11日